

袋井市地域防災計画

一般対策編
地震対策編
原子力災害対策編
津波対策編
風水害対策編

令和6年3月

袋井市防災会議

袋井市地域防災計画

一般対策編

目 次

第1章 総 論

第1節	計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3節	市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・	1
第4節	市の自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第5節	市の社会条件・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第6節	予想される災害と地域・・・・・・・・・・	9

第2章 災害予防計画

第1節	通信施設等整備計画・・・・・・・・・・	11
※第2節	防災資機材等整備計画・・・・・・・・・・	12
第3節	火災予防計画・・・・・・・・・・	12
第4節	危険物施設保安計画・・・・・・・・・・	14
※第5節	水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・	14
※第6節	下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・	15
※第7節	停電予防計画・・・・・・・・・・	15
※第8節	ガス保安計画・・・・・・・・・・	16
※第9節	道路、鉄道等災害防止計画・・・・・・・・・・	17
※第10節	防災知識の普及計画・・・・・・・・・・	17
※第11節	防災のための調査研究・・・・・・・・・・	19
※第12節	防災訓練・・・・・・・・・・	20
※第13節	自主防災組織の育成・・・・・・・・・・	21
※第14節	事業所等の防災活動・・・・・・・・・・	22
第15節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・	23
※第16節	ボランティア活動に関する計画・・・・・・・・・・	23
※第17節	要配慮者支援計画・・・・・・・・・・	23
※第18節	住民の避難体制・・・・・・・・・・	26
※第19節	救助・救急活動に関する計画・・・・・・・・・・	29
※第20節	応急仮設住宅・災害廃棄物処理・・・・・・・・・・	29
第21節	原子力防災に関する市民等への知識の普及と啓発・・・・・・・・	30
※第22節	重要施設・ライフラインの機能確保に関する計画・・・・・・・・	30
※第23節	被災者生活再建支援に関する計画・・・・・・・・・・	31
※第24節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備・・・・・・・・	31
※第25節	災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・	32
※第26節	市の業務継続に関する計画・・・・・・・・・・	32
※第27節	複合災害対策及び連続災害対策・・・・・・・・・・	32

第3章 災害応急対策計画

※第1節	総則	34
※第2節	組織計画	36
※第3節	動員計画	36
※第4節	通信情報計画	38
※第5節	災害広報計画	41
第6節	災害救助法の適用計画	43
※第7節	避難救出計画	45
第8節	愛玩動物救護計画	54
第9節	食料供給計画	55
※第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	57
※第11節	給水計画	59
※第12節	下水道施設応急対策計画	61
※第13節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	61
第14節	医療・助産計画	66
※第15節	防疫計画	69
※第16節	清掃及び災害廃棄物処理計画	71
第17節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	74
※第18節	障害物除去計画	76
第19節	輸送計画	77
※第20節	交通応急対策計画	80
第21節	応急教育計画	84
第22節	社会福祉計画	87
第23節	県警察災害警備計画	88
第24節	消防計画	89
第25節	隣保互助、民間団体活用計画	90
第26節	相互応援協力計画	92
※第27節	自衛隊派遣要請の要求計画	93
第28節	海上保安庁に対する支援要請依頼計画	95
※第29節	電力施設災害応急対策計画	96
※第30節	ガス災害応急対策計画	96
第31節	突発的災害に係る応急対策計画	97
第32節	公共施設及び設備等の対策	106

第4章 災害復旧計画 109

※…「風水害対策編」掲載計画

第1章 総 論

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号。以下本対策編において「法」という。）第42条の規定に基づき袋井市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、袋井市の地域に係る防災対策の大綱を定める。

第2節 計画の構成

袋井市地域防災計画は、次の各編から構成する。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 一般対策編 | 大火災、大爆発及び大事故等による災害対策について定める。 |
| 2 地震対策編 | 地震による災害対策について定める。 |
| 3 原子力災害対策編 | 原子力事故等による災害対策について定める。 |
| 4 津波対策編 | 津波による災害対策について定める。 |
| 5 風水害対策編 | 風水害による災害対策について定める。 |
| 6 資 料 編 | 本編に付属する各種資料を掲載する。 |

第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

法第42条第2項第1号の規定により、袋井市及び市域を管轄範囲とする行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体、その他防災上重要な機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて袋井市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 袋井市

- (1) 袋井市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 医療救護
- (11) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (12) 清掃、防疫その他保健衛生
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 袋井市消防（水防）団

- (1) 災害予防、警戒及び災害応急活動
- (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助・救出活動
- (3) 予警報の伝達
- (4) その他災害現場の応急作業

3 静岡県

- (1) ふじのくに危機管理計画（地域防災対策編）に掲げる所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 静岡県警察（袋井警察署（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））

- (1) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信施設及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- オ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

(3) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(4) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
- エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
- オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(5) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

- ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
- イ 事業場等の被災状況の把握
- ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
- エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(6) 経済産業省関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- ウ 被災中小企業の振興に関すること
- エ ガスの安定供給に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）

(7) 経済産業省中部経済産業局

- ア 電気の安定供給に関すること
- イ ガスの安定供給に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）

（８）経済産業省関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
- イ ガスの安全確保に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）

（９）経済産業省中部近畿産業保安監督部

- ア 電気の安全確保に関すること
- イ ガスの安全確保に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）

（10）国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うように努める。

ア 災害予防

- （ア）所管施設の耐震性の確保
- （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
- （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- （オ）港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施

イ 初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地域道路啓開検討会「道路啓開オペレーション計画（静岡県西部版）」に準じて道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施
- （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- （ウ）所管施設の緊急点検の実施
- （エ）海上の流出油災害に対する防除等の措置
- （オ）県及び市町村からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与
（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う。）
- （カ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

（11）国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶の利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運行事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

(12) 国土地理院中部地方観測部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(13) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

- ア 災害予防
 - （ア）海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - （イ）関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - （ウ）港湾の状況等の調査研究
- イ 災害応急対策
 - （ア）船艇、航空機等による警報等の伝達
 - （イ）船艇、航空機等を活用した情報収集
 - （ウ）活動体制の確立
 - （エ）船艇、航空機等による海難救助等
 - （オ）船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - （カ）被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - （キ）要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - （ク）排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
 - （ケ）危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - （コ）警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - （サ）海上における治安の維持
 - （シ）巡視船艇による主要港湾等の被害調査

ウ 災害復旧・復興対策

(14) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(15) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(16) 防衛省南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びにこふじのくに危機管理計画（地域防災対策編）の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、袋井市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

(1) 日本郵便株式会社（袋井郵便局、浅羽郵便局、市内各郵便局）

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地に実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び要援護対策を実施する。

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分
- (2) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
- ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
 - エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - オ 被害施設の早期復旧
 - カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (3) 日本赤十字社（静岡県支部）
- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
- 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
- (5) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
- ア 管轄する道路の建設及び維持管理
 - イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
 - エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- (6) 東海旅客鉄道株式会社（袋井駅・愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社
- ア 鉄道防災施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 災害時における応急救護活動
 - オ 応急復旧用資材等の確保
 - カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
 - キ 被災施設の調査及び早期復旧
- (7) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングラスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
- LPGガスタンクローリー等によるLPGガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPGガスの配送
- (8) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西農運輸株式会社
- ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (9) 中部電力株式会社（静岡支店）、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川営業所、島田電力センター）
- ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - ウ 災害時における電力供給の確保
 - エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用した広報
 - オ 被災施設の調査及び復旧

- (10) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

- (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

- (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、

株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

ア 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びにこのくに危機管理計画（地域防災対策編）の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、袋井市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、大井川右岸土地改良区、豊笠土地改良区、磐田原土地改良区）

ア 土地改良施設の防災計画

イ 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断）

ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

エ 消防機関が行う消火活動への協力

- (2) 都市ガス会社（袋井ガス株式会社）

ア ガス供給施設の防災対策

イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断

ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限

エ 必要に応じて代替燃料の供給

オ 災害応急復旧の早期実施

- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）

ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策

イ 被災施設の調査及び復旧

ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報

エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力

- (4) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（秋葉バスサービス株式会社、

遠州鉄道株式会社磐田営業所）、商業組合静岡県タクシー協会（袋井交通株式会社、袋井タクシー株式会社、森町タクシー合資会社山梨営業所）

ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保

イ 災害時の応急輸送対策

- (5) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報

- (6) 一般社団法人静岡県医師会（磐田医師会・袋井市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（磐田歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会（西部支部）

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路、交差点等での交通整理支援

(8) 公益社団法人静岡県栄養士会

- ア 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力
- イ 避難所における健康相談に関する協力
- （※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

(9) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

- 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(10) 富士山静岡空港株式会社

- ア 緊急事態を想定した訓練の実施
- イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置
- ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整
- エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
- オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、袋井市の行う防災活動に協力するものとする。

(1) 袋井商工会議所、浅羽町商工会

- ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力
- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

(2) 遠州中央農業協同組合（袋井支店、浅羽支店及び市内各支店）

- ア 農林水産物の被害調査についての協力
- イ 災害時における農産物の確保
- ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導

(3) 袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等建設関係団体

- 災害時における応急復旧対策についての協力

(4) 自主防災組織

- ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
- イ 住民に対する情報の連絡、収受
- ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
- エ リ災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

(5) 防災上重要な施設の管理者

- ア 所管に係る施設についての防火管理
- イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- ウ 当該施設に係る災害復旧

9 自衛隊

(1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊

- ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- イ 災害時における応急復旧活動

(2) 海上自衛隊横須賀地方総監部

- ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- イ 災害時における応急復旧活動

(3) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）

- ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- イ 災害時における応急復旧活動

第4節 市の自然条件

1 位置及び境域

(1) 位置

袋井市は、静岡県の西部、中東遠地域のほぼ中央に位置している。

極東（小笠山）・・・東経 138度00分35秒

極西（三川）・・・東経 137度51分04秒

極南（浅羽南）・・・北緯 34度39分56秒

極北（宇刈）・・・北緯 34度49分21秒

(2) 面積、人口、世帯数

面積・・・108.33km²

人口・・・88,389人（令和6年2月1日現在、外国人登録含む。）

世帯数・・・36,952世帯（令和6年2月1日現在、外国人登録含む。）

(3) 境域

東は掛川市に、西は磐田市に、北は周智郡森町に、南は遠州灘とそれぞれ接している。

2 地形の特徴

袋井市の地形は、全体に平坦で、市の中央を東西に流れる原野谷川、西部地域を南北に流れる太田川に沿って発達した沖積低地が多く、市街地と肥沃な田園地帯を形成している。

市域を囲んでいる西北部の磐田原台地、東部の掛川台地、東南部の小笠山等の丘陵地も低くなだらかで、茶園を中心に樹園地としても利用されている。

また、市の最高地点は、小笠山山中の掛川市との市境付近標高264.9mの地点である。

3 地質の概要

市内を貫流する太田川、原野谷川の2河川の流域は、ほぼ沖積層となっているが、袋井南、豊沢、愛野、浅羽北、笠原地区の小笠山系は、ローム砂礫層となっており、一部に粘土、砂質粘土層を含む洪積層となっている。

同様に袋井東、袋井北地区の小高い丘と、三川地区のうち磐田原台地に接続する地域も同様な洪積層となっているが、村松地区の油山寺付丘は第3紀鮮新統の曽我層群、これに接続する宇刈地区は同じ系統の掛川層群となっている。

4 気候

静岡県内は、気候は全般的にきわめて温和であり、恵まれた気象条件にある。しかし、一面において気象の変化は激しく、雨量、風、波浪等による異常気象も現れやすい。

本市の気候は、年間を通じて温暖でおだやかであるが、夏は、南からの季節風のため、高温多雨で雨が多く降り、冬は、「遠州のからっ風」と呼ばれる西からの風が吹き、乾燥した晴れの日が続く。

年間の日照時間は、2,582時間前後であり、全国的に最も長い地域の一つとなっている。

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）袋井市気象観測システム：袋井市役所本庁

年間平均気温・・・17.8度 年間最高気温・・・35.7度

年間最低気温・・・-3.3度 年間総降水量・・・2013.5mm

第5節 市の社会条件

袋井市内には、日本の動脈である東海道新幹線、東海道本線、東名高速道路、国道1号がほぼ平行して走り、また、南部には国道150号、隣接する森町南部には新東名高速道路が走っており、交通条件に恵まれている。

昭和30年代後半、日本が高度経済成長期を迎えるとともに増え始めた企業の進出は、昭和44年の東名高速道路袋井インターチェンジの開設によってさらに顕著となり、市の産業は、米と茶とメロンを主体とする農業中心の構造から、恵まれた立地条件や豊富な労働力を背景に工業が急速に進展し、今日の農業、工業、商業の調和のとれた産業構造が形成されている。

袋井市の人口は、令和2年10月1日現在（「令和2年国勢調査」より）、87,864人、34,072世帯であり、平均年齢44.9歳と県平均の48.4歳と比べて3.5歳若く、また、出生率も高く、将来の発展が望め、生活環境基盤の整備をはじめ公共施設の充実など、着実にまちづくりを進めている。

今、私たちを取り巻く社会経済環境を見ると、少子・高齢社会の本格的な到来や、国際化、デジタル化の進展、脱炭素社会への取組、さらには、価値観の多様化と個性の重視など、これまでに経験したことのない大きな変革の時代を迎えている。また、広域連携の必要性やインフラの老朽化に対する適正管理、感染症への対応など、新たな制度やその基盤整備を進めるとともに、これまでの枠組みや概念をこえた新しい社会システムの構築が求められている。

これら変動する社会経済情勢に対応するため、本市の災害対策を進める上での重要項目は次のとおりである。

- (1) 区画整理事業等による都市基盤整備
- (2) 道路交通網の整備
- (3) 河川改修及び河川環境の整備
- (4) 公園施設の計画的な整備
- (5) 上水道施設の整備
- (6) 下水道施設の整備
- (7) し尿・ごみ処理施設の整備
- (8) 防災施設の整備
- (9) 地域防災組織の強化
- (10) 福祉・保健・医療施設の整備及び制度の充実
- (11) 地域住民のボランティア活動への参加

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第6節 予想される災害と地域

1 災害の履歴

本市における大きな災害は以下のとおりで、詳細の状況は資料編（7-1-1）に記載する。

- (1) 地震災害
 - ア 1707年（宝永4年）10月28日 宝永地震
 - イ 1854年（安政元年）12月23日 安政東海地震
 - ウ 1944年（昭和19年）12月7日 東南海地震
 - エ 2009年（平成21年）8月11日 駿河湾の地震

2 予想される災害

(1) 地震・津波災害

「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフ、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。

太田川流域は、沖積層の粘土層が広く分布し、県下有数の軟弱地盤となっており、軟弱層の厚さは40m～50mに達しているところもある。この軟弱地盤は、地震のゆれを拡大するため、被害を大きくする要因となっている。

とりわけ本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年（1854年）の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、静岡県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、県内で最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。本市においては、約600人の死者数の発生が想定されている。

このほか、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

（2）原子力災害

御前崎市に中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。本市は、国の原子力規制委員会が決定した「原子力災害対策指針」に基づく原子力災害対策を重点的に実施すべき区域のうちの、原子力発電所から概ね30kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Zone）圏内にあたり、県との調整で決定したUPZ（概ね31kmに含まれる自治区等）の区域に市域全域を含むこととしたことから、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、事前対策を講じるとともに、原子力災害が発生した場合、市民の不安が高まり、地域に混乱が生ずるおそれがあることから、被ばくの影響を最低限に抑えるための防護措置として、予め屋内退避や避難の具体的な方法を定め、市民が適切に対応できるよう十分留意する必要がある。（資料8-1-2）

（3）山崩れ、がけ崩れ

市内の山は大部分が緩傾斜の山又は丘陵であり、自然条件のもとではほとんど考慮し得るような大規模な発生予想箇所はないが、砂防指定地が17箇所、急傾斜地崩壊危険区域が12箇所及び土砂災害警戒区域が319箇所（いずれも令和3年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料1-1-1、2）

（4）火災、爆発

戸数50戸以上、林野100ha以上焼失する大規模火災は、これまで本市においては発生していないが、冬季は季節風が強く空気も乾燥するため、十分な警戒を要する。

また、近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等不特定多数の人々の滞留する建築物が増加し、同時にそれらの建築物の高層化、大規模化が進んだため、これらの施設でいったん火災が発生した場合には、消火の困難性と相まって多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。また、都市ガスやプロパンガス等による大規模な爆発事故としては、昭和55年の静岡市の静岡駅前ゴールデン地下街や昭和58年の掛川市のレジャー施設における事故などの例がある。

（5）事故

大規模な交通事故をはじめとする「事故」については、本市の場合、関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路、新東名高速道路、東海道新幹線、東海道本線などの中央に位置し、交通量も多いことから、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

（6）複合災害、連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や中部電力浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震に前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定める。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備計画

1 主旨

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

2 無線通信施設の現況

(1) 防災行政無線、地域防災無線、防災相互通信用無線、消防無線、静岡県防災行政無線（子局）及びアマチュア無線局の現況は、（資料3-2-1）のとおりである。

(2) 無線系統図

（資料3-1-1）のとおり

3 通信サービスによる防災対策

(1) 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

(2) 防災機関の通信確保及び避難地等特設公衆電話の事前配備

主要防災機関の通信が被災した場合には、最優先で復旧を図る措置を定めるとともに、避難者の緊急連絡用として避難地等特設公衆電話を事前配備している。

なお、避難地等特設公衆電話の配備先は、（資料5-3-4）のとおりである。

(3) 災害用伝言サービス等

西日本電信電話株式会社では、災害時の電話回線のふくそうの緩和施策として、災害時に限定して（震度6弱以上の地震が発生したとき、又は地震以外の自然災害で電話が相当混み合っているとき）声の伝言板のサービス提供を行う。

伝言の登録、再生方法は、サービス実施時に「171」をダイヤルすれば、ガイダンスが流れるため、その指示に従って登録、再生を行う。

また、株式会社NTTドコモ東海支社では、災害時に携帯電話で安否確認ができる災害用伝言サービス等の提供を行う。

4 通信施設整備計画

災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線（同時通報用無線、移動無線）、地域防災無線、消防無線等の効果的な運用を図るとともに、自主防災組織等との連絡通信体制を整備する。

また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線の活用のほか、アマチュア無線クラブ等の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。

フレッシュボイスの活用など、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。

5 障がいのある方への情報伝達体制の整備

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようになるため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようになるため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

6 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、袋井市情報配信サービス「メローねっと」を活用するとともに、特に市防

災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備や有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第2節 防災資機材等整備計画

1 主旨

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材等を整備し、その機能を十分発揮させ、防災活動の円滑な実施ができるようにするため、常時におけるこれらの点検整備についての計画もあわせて明らかにするものである。

2 水防に必要な資機材の整備

市内の水防を十分に果たすため水防に必要な資材、機材を備蓄しておくものとする。その基本は県水防計画書に定めた「水防倉庫に備蓄する資機材の基準」によるものとする。点検は毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合においては速やかに補充整備を行うものとする。現有の水防倉庫、資機材は（資料5-1-8、9）のとおりである。

3 火災等に必要な機械器具の整備

市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに、これらの災害による被害を軽減するため必要な機械器具を確保しておくものとし、その整備にあたっては国で定める消防力の基準を目標とする。これら機械器具は、常時点検整備を行ない万全を期するものとする。消防本部（署）及び消防団の保有する機械器具は（資料5-1-2）のとおりである。

4 消防水利の整備

いつ、いかなる地域においても消防機関が迅速かつ的確に消防力を行使できるよう、消防水利整備計画の見直しを図り、耐震性防火水槽及び消火栓の設置を計画的に進めるとともに、河川等の自然水利の開発、ビル受水槽等の消防水利としての活用方法の検討を行う。なお、消防水利の現況は、（資料5-1-3、4）のとおりである。

5 市における防災資機材の整備

市で保有する防災資機材は、コミュニティ防災センター、各支部、各避難所等の防災倉庫に保管しており、（資料5-3-5、6）のとおりである。防災訓練時等において職員への操作方法の熟知を兼ねた点検を実施するとともに、年次計画により順次整備充実を図るものとする。

また、市は資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

6 自主防災組織における資機材の整備

市は、自主防災組織が災害時にその機能を発揮できるよう、防災資機材等の助成を行うとともに、各自主防災組織の整備状況の点検、指導を行う。

第3節 火災予防計画

1 主旨

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備等の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

（1）消防組織の確立

地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

（2）消防救急の広域化の推進

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するとともに、中東壺消防指令センターの円滑な運営に努めるものとする。

（3）消防施設の整備

都市形態の近代化、社会環境の多様化等に即した、実践的消防活動を実施するため、消防諸施設及び資機材整備の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

(4) 消防力の現況

消防力の現況は、（資料5-1-2）のとおりである。

(5) 消防職員・消防団員の教育

消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

(6) 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するためには、消防団の活性化を一層推進する必要があるため、市は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

(7) 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

3 火災の予防対策

(1) 建物の不燃化の指導

市は、火災に強いまちづくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

(2) 消防用設備等の整備

市は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(3) 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、防火管理体制の確立を図る。

(4) 防火対象物の火災予防

市は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

(1) 林道（防火道）等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備を促進する。

(2) 予防設備の整備

火災予防のための看板等を設置するとともに、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

(3) 巡視員等によるパトロール

ア 国有林については、国の直接管理による巡視員が、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中の火気の使用制限の徹底を図る。

イ 民有林については、巡視員の設置は困難であるため、各森林業者や森林所有者の自主的な巡視が行われるよう啓発する。

(4) 防災知識の普及啓発

市及び県は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

5 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡県地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

(1) 火災気象通報の基準

ア 乾燥注意報（最小湿度30%で、実効湿度50%）、強風注意報（平均風速12m/s）の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。

イ 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。

ウ 注意すべき事項は次の3つに区分する。火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】

エ 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

（2）市長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。

（3）火災警報の発表

市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第4節 危険物施設保安計画

1 主旨

市内における危険物製造所等の現状を把握して災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 施設の現況

危険物製造所等の施設の現況は、（資料1－2－1）のとおりである。

3 予防査察

（1）消防本部（署）は、それぞれ製造所、取扱所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所、販売所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。

（2）消防本部（署）は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。

（3）危険物規制行政は、市の自治事務として消防本部（署）において行う。

（4）消防本部（署）は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防態勢の確立を図る。

（5）消防本部（署）は、化学消火機材等の整備をする。

4 保安教育

消防本部（署）は、危険物施設の従業員等に対して保安に必要な教育を実施するとともに、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう随時講演会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

第5節 水道施設災害予防計画

1 主旨

災害発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため、市は水道施設の災害予防対策を計画的に策定する。

2 計画の内容

（1）水道施設の災害予防

重要施設の耐震化、近代化を計画的に整備を進める。

（2）体制面の災害予防

ア 袋井市災害時給水対策要綱等の各種マニュアルの作成及び修正を計画的に行う。

イ 職員に対する教育及び訓練を計画的に行う。

ウ 水道施設管理図、災害予防情報の整備を計画的に行う。

エ 水道用資材の規格の統一化を図る。

（3）災害対策用資材等の確保

応急給水用資材の確保を図る。

（4）応援協力体制の整備

各関係機関及び関係業界等と協定を締結する。

3 水道施設の災害予防

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、各施設は、多種多様な構造物、機器により構成されており、災害による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の耐震化計画を作成し、施設の新設、更新計画に合わせて、計画的に整備を進める。

第6節 下水道施設災害予防計画

1 主旨

下水道施設の機能と安全確保の体制を整備し、災害発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめる。

2 計画の内容（詳細は「下水道事業業務継続計画」を参照）

（1）既存施設の維持管理及び耐震化

市は、下水道施設の維持管理にあたり、巡視及び点検を励行し、故障箇所の改善に努める。また、袋井市公共下水道総合地震対策計画に基づき、計画的に耐震化を行う。

（2）設計及び工法

市は、下水道施設の建設計画時点から、設計及び施工方法について耐震対策を検討する。

（3）地盤災害予防対策

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めている。

今後、下水道施設の液状化に対する検証や必要に応じて対策を検討する。

（4）体制面の災害予防

ア 下水道台帳は、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、随時更新、複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図る。

イ 袋井市災害時下水道排水対策要綱等の各種マニュアルの作成及び修正を計画的に行う。

ウ 職員に対する教育及び訓練を計画的に行う。

（5）災害対策用資材等の確保

ア 調査用機材及び応急措置用資材は、災害発生後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

イ 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

（6）応援協力体制の整備

ア 災害対応組織

イ 災害対応協力体制

ウ 緊急時における連絡手段の確保

（7）情報収集・伝達と役割分担、連絡体制

市は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておく。

3 関連施設の予防計画

農業集落排水施設の災害予防計画については、上記2「計画の内容」（1）、（2）、（6）、（7）に準じる。

第7節 停電予防計画

1 主旨

停電発生及びその被害拡大を最小限にとどめることを目的とする。

2 停電予防対策

（1）市は、市民に対し電気事業者と連携して、懐中電灯や電池、カセットコンロ等、停電に備えた備蓄の啓発に努める。

（2）市は、要配慮者利用施設に対し、電気事業者と協働して停電時の電源確保及び備蓄の啓発に努める。

- (3) 市は、電気事業者が実施する電気事故の防止における広報活動において、広報誌等の活用依頼があった場合、協力するよう努める。

3 情報共有

市は、電気事業者と平時から連携し、災害時のホットラインによる防災情報の収集・提供等相互連携体制の整備に努める。

第8節 ガス保安計画

1 主旨

都市ガス（「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）に定める一般ガス事業、簡易ガス事業及び大口ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

2 ガス事業の現況

都市ガス事業者（ガス事業法に定める一般ガス事業者及び簡易ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにこれらの施設の状況は、（資料1-2-2、3）のとおりである。

3 ガス保安体制の整備

(1) 保安規程の写しの提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第30条の規定による保安規程の写しを市及び消防本部（署）に提出するものとする。

(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア 市及び消防本部（署）並びにガス関係機関は、相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ 都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防本部（署）に提出する。

4 ガス保安施設の整備

(1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

5 ガス災害の予防対策

(1) 都市ガス

ア 都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。

イ 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ 他工事業者は、他工事をするに際し、ガス導管にかかわる災害を防止するため、あらかじめ都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに、都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。

オ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高圧ガス

ア 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

オ 消防本部（署）は、液化石油ガス設備工事の届出の受理及び高圧ガス消費者への立入検査を実施することにより、ガス事故発生の防止を図る。

第9節 道路、鉄道等災害防止計画

1 主旨

地震、豪雨等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、地震、豪雨等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

3 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時には、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

- (1) 安全施設等の整備
 - ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。
- (3) 異常気象時における運転の停止等

地震、豪雨等の異常気象時には、列車の運転の中止等を行う。中止等の基準は、（資料3-3-3）のとおりである。
- (4) 運行規制の実施状況に関する広報

第10節 防災知識の普及計画

1 主旨

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、災害対策関係職員及び市内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市は、多様な主体の関わる地域コミュニティにおいて防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」や「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局令和2年5月）なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。

加えて、専門家の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

市は、国及び県と連携し、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切な保存に努めるものとする。

2 普及の方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

（1）学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育全体を通じて防災教育の徹底を図る。また、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとし、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

（2）市職員及び関係者に対する普及

市職員及び関係者に対し、防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、緊急時における適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

（3）広報紙等印刷物、同時通報用無線、広報車等による普及

市民等に対し、その時期に応じて広報紙等印刷物の作成配布、また同時通報用無線、広報車等による広報活動により、防災知識の普及並びに防災意識の高揚を図る。

（4）ホームページや講演会等による普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、学校等の施設、事業所、自主防災組織並びに市民等に対し、動画や画像等の利用及び各種講演会等の開催によりその普及を図る。

（5）県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及

市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

3 普及すべき内容

市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

（1）防災気象に関する知識

（2）防災の一般的知識

（3）市地域防災計画の概要

（4）自主防災組織の意義

（5）災害時の心得

ア 安全確保

イ 災害情報等の聴取方法

ウ 停電時の心構え

エ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・

正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

オ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

カ 避難所の適正な運営

キ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等

ク 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等

ケ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

(6) 災害危険箇所に関する知識

(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

4 職員に対する防災教育

市は、気象の知識、市の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講習会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

また、教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

5 学校における防災教育・避難訓練

命を守る行動（避難）を実践的に学ぶことにより、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するため、子どものころから地域の災害リスク等を知ることが目的として、防災関係機関（市（危機管理課、道路河川課、維持管理課）、河川・砂防担当部局（国・静岡県）、気象台等）の支援のもと、すべての小・中学校において、毎年、避難訓練と合わせ防災教育を実施する体制を構築する。

6 住民が主体となった地域の避難に関する取組強化（防災リーダーの育成等）

地域の人々の意見をまとめる地域のリーダーが、災害に関する専門的な知識を有しているとは限らないため、各地域における自助・共助の取組（災害・避難カードの作成、地区防災計画の策定等）の適切かつ継続的な実施に向け、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。

第11節 防災のための調査研究

1 実施方針

市は、市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

また、自然災害におけるリスク指標など、新たに公表される災害予防に関する知見に関し、情報収集を図り、本市の災害予防に向け調査研究に努める。

(1) 市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。

(2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。

(3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。

(4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。

(5) 要防災の程度を区分する。

(6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができるが、こうした防災基礎調査の活用は従来、軽視されがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。

このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。

(7) 要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

(1) 地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(2) 津波

過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予想に係る基礎資料を収集し、今後の

防災対策の基礎とする。

(3) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理し、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

(4) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第12節 防災訓練

1 主旨

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また市は、県、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努める。

2 防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況から、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、市は、防災訓練を行うものとする。

防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、誰もが安全・安心に生活が出来るよう、様々な立場の視点から十分配慮するよう努める。

(1) 水防

(2) 消火

(3) 交通規制

(4) 道路啓開

(5) 救出・救助

(6) 医療救護

(7) 避難・誘導

(8) 通信情報連絡

(9) 救助物資輸送

(10) 給水・炊き出し

(11) 応急復旧

(12) 遺体措置

3 防災関係者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに心得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。

4 救助・救急関係機関の連携

市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

5 非常通信訓練

災害時において、各地区防災拠点と市災害対策本部並びに市災害対策本部と静岡県西部地域局（以下「県西部地域局」という。）、防災関係機関及び隣接市町相互における災害通報及び情報発信が、迅速かつ正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

6 防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条に掲げる標示を設置することとなっている。（資料5-5-4）

市は、各防災関係機関と協議の上、その必要があるときは、防災訓練のための交通の禁止又は制限を県公安委員会へ、申請する。

7 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第13節 自主防災組織の育成

1 主旨

地震等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市、消防機関、警察署等関係機関の災害初期における防災対応が著しく低下し、防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に広域被災が予想される南海トラフ巨大地震等に際しては、このおそれが高く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。したがって、当面南海トラフ巨大地震等への対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また県及び市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

(2) 編成

組織には、消火班、救出・救助班、救護・搬送班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、非常持出品の整備・準備、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ 災害時の活動

市災害対策本部の各支部との連携を密にし、地域の警戒、被害状況の把握、情報の収集・伝達、出火防止及び初期消火、救出・救助、負傷者の応急救護・搬送、避難命令の伝達及び避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難者の支援等を行うとともに、社会秩序の維持、市指定避難地・避難所の運営、救援物資の配分作業等に協力する。

3 推進方法

市は、地域住民に対して自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を始動できる人材の育成に努める。

4 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を始動できる人材の育成に努める。

第14節 事業所等の防災活動

1 事業所等における防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策に協力すること。
- (5) 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

2 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

3 事業所の防災力向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

県、市、商工会議所及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPの策定・運用するとともに、燃料・電力等重要な

ライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第15節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

市は、袋井市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、袋井市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第16節 ボランティア活動に関する計画

1 主旨

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

2 ボランティア活動の支援

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会は、袋井市及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。

また、市災害ボランティアセンターで活動する災害ボランティアコーディネーターと連携した訓練や質的向上のための研修の実施等を計画する。

3 ボランティアコーディネーターとの連携

市は、災害ボランティアに対する情報の提供、配備調整等を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めるものとする。

また、市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

4 ボランティア活動経費の確保

市は、市災害ボランティアセンターで活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティアコーディネーターを活用できる環境を創る。

第17節 要配慮者支援計画

1 主旨

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

2 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、危機管理課としあわせ推進課など福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、袋井市避難行動要支援者計画（資料2-5-1）に基づき、要配慮者に関する情報を共有し、要配慮者の避難支援体制を整備する。

地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次に掲げる関係機関・団体等（以下「避難支援等関係者」という。）が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努めるものとする。

また、県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。

ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、自主防災組織等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

市は、袋井市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、袋井市地域防災計画に基づき、危機管理課としあわせ推進課、地域包括ケア推進課など福祉担当部局との連携の下、作成する。

市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて提供する。

上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

市は、袋井市地域防災計画に基づき、危機管理課としあわせ推進課、地域包括ケア推進課などの福祉担当部局や関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、袋井市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得な

がら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、積極的に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

また、福祉関係者等が担当する高齢者や障がい者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらえよう促す。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者のうち、視覚障害、聴覚障害、呼吸障害、下肢機能障害、体幹機能障害、四肢機能障害、上下肢機能障害の者
- (イ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者
- (ウ) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者（ただし、施設等の入所者を除く。）
- (エ) 前各号に準じる状態にあると認められる者

イ 避難行動要支援者名簿情報と入手方法

市は、避難行動要支援者名簿に、氏名、生年月日、性別、住所（又は居所）、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を記載、又は記録するものとする。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ 避難行動要支援者名簿情報の提供と情報の管理

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、袋井市地域防災計画にその名称及び所有地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう、以下同じ。）（資料1-3-1、2）の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時及び急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓

練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時及び急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(5) 観光客の安全確保

市は、県及び関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や在宅の支援等、市が行う観光客への安全対策を促進するものとする。

(6) 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施するものとする。

(7) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、外国語通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努めるものとする。

(8) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体、国際交流団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結するものとする。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(10) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第18節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとし、周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日頃から住民等への周知啓発に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

市は県が推進する、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成を、県と連携し周知し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

2 避難地・避難路の周知啓発

市は、住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

3 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援する。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市及び県は、感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、危機管理課と健康未来課、しあわせ推進課など保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公会堂等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

（2）二次的避難所の整備

ア 福祉避難所

市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。その際、要配慮者の要配慮特性に応じた受け入れができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

また、市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

市は、災害発生時において、円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

加えて、市は災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・機材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 二次的避難所

二次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により、健康に支障を来すと判断されるものを原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とする。

市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。また、事前に協定を結んだ宿泊施設では二次的避難所が不足する場合は速やかにその確保に努める。

5 避難地、避難所等の施設管理

（1）市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

さらに、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

（2）学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

（3）不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、県及び市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第19節 救助・救急活動に関する計画

1 連絡体制の整備

市は、大規模災害及び特殊災害（以下この節において「大規模災害等」という。）に対応するため、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進し、袋井消防本部との迅速な連絡体制を構築する。

2 救助・救急体制の整備

袋井消防本部は、大規模災害等における的確な対応に向け、次の業務を推進する。

- （1）救助・救急活動に必要な車両及び資機材の整備を推進する。
- （2）救助隊員及び救急隊員に対し、知識、技術の向上のための教育訓練を実施する。
- （3）救急救命士の育成を推進する。
- （4）高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第20節 応急仮設住宅・災害廃棄物処理

1 建設型応急住宅

県及び市は、建設型応急住宅の用地に関し、洪水、高潮、津波、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。（資料5－3－8）

2 賃貸型応急住宅

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあつてできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 災害廃棄物処理

県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、県及び市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災

害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第21節 原子力防災に関する市民等への知識の普及と啓発

市は、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
- 7 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

第22節 重要施設・ライフラインの機能確保に関する計画

1 市

緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油業協同組合袋井支部福油会と締結した「災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、市が別途指定したもの）、並びに市有車両、市施設の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。

市が管理する公共施設等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努め、定期的な災害復旧訓練の実施、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保育成に取り組むものとする。

2 重要施設の管理者

- (1) 市及び県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動自動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行うとともに、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

- (2) 市、県及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、災害時の対応に向けた意見交換の場を設けることや、平時から受注機会の増加に配慮する等により、連携を強化する。

市は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

- (3) 市、県及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

3 ライフライン事業者

- (1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
- (2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- なお、電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、大型発電機やその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、下水道BCPの見直しを随時行うものとする。

第23節 被災者生活再建支援に関する計画

1 人員育成

- (1) 県は市町に対し住家被害の調査や担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
- (2) 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2 実施体制の整備

袋井市は災害時より災証明書が滞りなく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

- (1) 住家被害の調査及び災証明書の交付訓練
- (2) 応援協定の締結
- (3) 応援の受入れ体制の構築

3 システムの活用

袋井市は住家被害の調査及び災証明書の交付並びに被災者支援を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

4 被災状況の把握

市は、「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、県へ必要事項を報告する必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携し、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

被災者が自らに適した支援制度を活用し、生活再建に取り組むことが出来るよう、「総合相談窓口」の開設など、相談や見守りの機会を提供する。県は、これらの体制整備及び市の被災者支援に関する活動を支援する。

第24節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、県男女共同参画センターを地域における防災活動の推進を図るための施設として活用できるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、危機管理課と協働まちづくり課が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

第25節 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導や避難に必要な施設の整備に加え、水田の貯留機能を活用した洪水抑制などの自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び森の防潮堤づくりなどの「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

さらに、市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第26節 市の業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- （1）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （3）電気・水・食料等の確保
- （4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （5）重要な行政データのバックアップ
- （6）非常時優先業務の整理

第27節 複合災害対策及び連続災害対策

市は、地震、津波、原子力災害、風水害等の複合災害・連続災害（同時又は避難して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

また、後発災害が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

また、新型コロナウイルスなど各種感染症対策を包含した様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏

まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

1 主旨

この計画は、市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

- (1) 法第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
- (3) 法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
- (4) 法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して災害派遣の要請の要求をする場合の措置

2 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

3 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく措置（緊急調査）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防ぎ、又は拡大の防止のための措置に関する事項

4 防災業務計画と市地域防災計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関（法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。）及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

5 この計画を理解し、実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

(3) 市長の要請について

市長は、市地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は躊躇なく、しかも的確に情勢を把握して連絡要請をするものとする。

連絡要請は、電話等を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電話等で要請した事項については、事後正式書面により処理する。

(4) 市長の関係者への連絡周知について

市長は、県がふじのくに危機管理計画（地域防災対策編）に基づき施設、物資等のあつせんを行うにあたり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所用の配慮をしておく。

(5) 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより、応援に従事する者は市町村長の指揮の下に行動する。

(6) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん、受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、責任の所在が不明確になりがちであるので、市、県、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意する。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏 名

(7) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、市長は必要に応じ従事命令等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておく。

(8) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、ふじのくに危機管理計画（地域防災対策編）及びこの計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

(9) 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、この計画の定めるところより行う。

(10) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担する。

イ 県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算する。

(11) 災害救助法に基づく事務手続き等

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、知事は法定受託事務として、国にかわり救助を実施する。知事は、迅速な救助の必要性を認めるとき、市長に応急救助の実施を通知することができ、市長は、通知を受けた応急救助事務を実施しなければならない。

このため、災害救助法が適用された場合の事務手続については、県が作成する「災害救助の手引き」に基づき処理する。

なお、本章第6節「災害救助法の適用計画」以下各節に示す、災害救助法に基づく市の実施事項等は、事務の取扱上の目標として示したものであり、市の実施する事項は、災害救助法が適用されなくても同程度の災害が発生した場合においても、この計画に準じて実施する。

第2節 組織計画

1 主旨

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

2 災害対策組織

(1) 袋井市防災会議

ア 編 成

（資料2-1-3）のとおりとする。

イ 運 営

袋井市防災会議条例（平成17年袋井市条例第155号）及び袋井市防災会議運営要領の定めるところによる。

（資料2-1-1、2）

(2) 袋井市災害対策本部

ア 編 成

（資料2-2-5）のとおりとする。

イ 設置基準

（ア）大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、市長がその対策を必要と認めるとき。

（イ）その他災害の態様等により、市長が設置を必要と認めるとき。

ウ 運 営

袋井市災害対策本部条例（平成17年袋井市条例第156号）及び袋井市災害対策本部運営要領の定めるところによる。（資料2-2-3、4）

(3) 袋井市水防本部

袋井市水防本部（以下「水防本部」という。）の組織等に関し必要な事項は、風水害対策編第3章第4節「水防計画」の定めるところによる。

ただし、袋井市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置されたときは、その組織に統合される。

(4) その他

ア 標 識

本部活動を円滑に進めるため、（資料2-2-6）のとおり標識を定めるものとする。

イ 本部職員の証票

市災害対策本部職員の証票は、袋井市職員服務規程に基づき交付されている職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねる。

第3節 動員計画

1 主 旨

この計画は、市長が動員を指示若しくは命令又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法を明らかにし、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

2 動員の実施基準

(1) 動員（要請）の時期

市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 動員（要請）対象者

- ア 市職員（消防職員・一部事務組合職員を含む。）
- イ 消防（水防）団員
- ウ 警察官
- エ 自衛官
- オ 海上保安官
- カ 医師、歯科医師及び薬剤師
- キ 災害時看護ボランティア（保健師、助産師、看護師）
- ク 土木技術者及び建築技術者
- ケ 大工、左官及びとび職
- コ 土木業者及び建築業者並びにこれらの者の従事者

3 実施方法

(1) 市職員の動員

- ア 市職員の動員に関する緊急連絡網は、「袋井市災害対策本部編成表」による。なお、職員は、指定された場所への途上において確認した被害状況等について、到着後直ちに所属長に報告する。
- イ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
- ウ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 消防（水防）団員の動員

動員は原則として、消防（水防）団を統括する消防（水防）団長に対して行う。

(3) 警察官の応援動員要請

警察官の応援動員を必要とする場合は、袋井警察署長に対して出動を要請する。

(4) 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請の要求に関し必要な事項は、本章第27節「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところによる。

(5) 海上保安庁の支援要請の依頼

海上保安庁への支援要請の依頼に関し必要な事項は、本章第28節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」の定めるところによる。

(6) 医療従事者の応援動員要請（従事命令を含む。）

医師、歯科医師、薬剤師及び災害時看護ボランティア（保健師、助産師、看護師）の応援動員に関し必要な事項は、本章第14節「医療・助産計画」の定めるところによる。

(7) 土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む。）

動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿等を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する一般社団法人袋井建設業協会に対して行う。

(8) 関係機関等への協力要請

ア 災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

- イ 法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
- （ア）派遣のあつせんを求める理由
 - （イ）派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - （ウ）派遣を必要とする期間
 - （エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - （オ）その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項
- ウ 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- （ア）応援を必要とする理由
 - （イ）応援を必要とする人員、資機材等
 - （ウ）応援を必要とする場所
 - （エ）応援を必要とする期間
 - （オ）その他応援に関し必要な事項
- エ 市長は、地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。
- オ 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。（資料4-3-2）
- カ 法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。
- キ 法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- ク 被災者を迅速に救助するため必要な場合には、同章第31節「突発的災害に係る応急対策計画」に定めるところにより、県及び消防庁へ応援を要請する。
- ケ 市は、県が派遣する「市町支援機動班」に対し、市が求める支援内容を伝え、必要な支援を求める。
- (9) 受入体制の確立
- ア すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。
 - イ 応援動員を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
 - ウ 市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
 - エ 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (10) 県からの応援動員要請（従事命令を含む。）に基づき派遣されたもの（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第10条による。）に対する指揮は、原則として応援を受ける市長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また、適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

第4節 通信情報計画

1 主旨

この計画は、市、県及び防災関係機関との通信系統を明らかにするとともに、市の実施すべき事項及び関係機関の協力事項を明記して、情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。

なお、事前配備態勢、準備態勢及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災

害である場合には、初期対応として本章第32節「突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図り、情報伝達体制の確保に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP 4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めるものとする。

2 気象等の予報、警報の伝達体制及び周知方法

- (1) 県その他関係機関より受信した気象等の予報・警報（特別警報を含む）は、必要に応じ同時通報用無線、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り避難行動要支援者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難指示等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (2) 気象業務法に基づく、気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、（資料3-3-1）のとおりである。
- (3) 水防予警報の収集及び伝達は、風水害対策編第3章第4節「水防計画」に定めるところによる。
- (4) 災害の発生するおそれがある異常な現象（異常水位、土地隆起、がけ・山崩れ、竜巻、強い降雹、頻発地震等）を発見した者は、その概況を速やかに市、消防本部（署）又は袋井警察署に通報する。

市は、竜巻等を発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

3 災害通信系統等

- (1) 情報の伝達は、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。
- (2) 災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため、県、市及び関係機関とを結ぶ通信系統は（資料3-1-1）による。
- (3) 県から伝達される各種災害通信の受理は、県防災行政無線（ファクシミリ）により、勤務時間内においては、危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、宿直者又は日直者が行う。なお、市災害対策本部設置後においては、市災害対策本部において受理する。
- (4) 市災害対策本部要員等に対する伝達は、勤務時間内においては市内放送やメール、携帯電話メール（職員緊急メール）等により行い、勤務時間外においては別に定める連絡系統図により必要な職員に連絡する。（資料3-1-2、3）
- (5) 市災害対策本部設置後における各種情報の収集・共有は、袋井市災害対応支援システムを活用する。

- (6) 通信途絶時における措置

有線通信途絶時においては、県及び県下市町間の連絡には、県防災行政無線を利用する。

また、市内防災拠点及び防災関係機関との連絡には、地域防災無線により通信活動を行うものとする。

さらに、消防無線の活用及びアマチュア無線クラブ等の協力を得て、効果的な運用を図るものとする。

4 被害状況等の報告

- (1) 市長に対する報告

ア 災害情報及び被害状況報告は、災害応急対策を確実かつ迅速に実施する基礎となるものであることから、各部長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して、（資料3-5-1～4）により市長に報告する。

被害状況の報告事項は、次のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の程度
- (オ) 災害に対してとられた措置
- (カ) その他必要な事項

イ 袋井警察署長は、災害情報を市長に報告する。

（2）知事に対する報告等

市長は、静岡県災害対策本部西部方面本部長を経て、県本部長（知事）に報告する。報告の方法は、原則として県防災行政無線、電話をもって随時及び定時に行い、最終報告は文書をもって行う。

ただし、静岡県西部方面本部（西部地域局）（以下「県西部方面本部（西部地域局）」という。）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。なお、連絡が付き次第、県本部長及び県西部方面本部（西部地域局）にも報告する。

ア 報告すべき災害

- （ア）災害救助法の適用基準に達したもの又は達するおそれのあるもの
- （イ）市が災害対策本部を設置したもの
- （ウ）災害による被害に対し、国の財政援助を要するもの
- （エ）その他災害の状況及び社会的影響から判断し、報告する必要があると認めるもの
- （オ）「火災・災害等速報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

イ 被害状況等の報告

（ア）災害発生報告

災害が発生した場合、直ちに日時、場所、原因、被害の概要等を通報する。

（イ）被害速報（随時）

災害が発生したときから応急措置が完了するまで、（資料3-6-1）に定める「被害程度の認定基準」に基づき、（資料3-6-2）「被害速報（随時）」により県西部方面本部に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県西部方面本部に報告する。

（ウ）定時報告

県西部方面本部が定めた時間に、可能な限り最新の被害状況を把握し、（資料3-6-3）「災害定時及び確定報告書」により報告する。

（エ）確定報告

市長は、被害状況確定後、速やかに（資料3-6-3）「災害定時及び確定報告書」により県西部方面本部長（西部地域局長）を経由し、本部長（知事）に文書をもって報告する。

ウ 知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

（3）内閣総理大臣に対する報告

法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、①県が災害対策本部を設置した災害、②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。

ただし、大規模な災害等や社会的に影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害時の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。

なお、内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。

報告基準は次の基準に該当するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの

キ その他災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

（4）市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

（5）被害の調査（り災台帳）（り災証明書）

被害状況の調査にあたっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。（資料5-2-2）

なお、被害状況から明らかに損壊割合が準半壊に至らない自己判定方式の場合は、現地調査を省略することができる。

第5節 災害広報計画

1 主旨

この計画は、災害時における県、防災関係機関及び報道機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期することを目的とする。

その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 広報の内容等

災害初期における各種の混乱防止、人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき、避難地の住民及びその他の者に対して次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

- （1）気象、地象に関する情報
- （2）避難誘導その他の注意事項
- （3）道路交通状況
- （4）交通機関の運行状況
- （5）電気、ガス、上水道・下水道、電話等の状況
- （6）医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報
- （7）市及び防災関係機関の対応状況並びに復旧見込み
- （8）その他、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

3 情報収集及び広報方法

(1) 災害広報体制の確立

ア 災害が発生した場合、市災害対策本部各班は、それぞれの所管する項目における被災地等の状況を分担又は協力してカメラ等により取材記録するとともに、被害状況を市長に報告する。

- (ア) 土木災害の状況・・・・・・・・・・建設班
- (イ) 農業災害の状況・・・・・・・・・・農政班
- (ウ) 教育施設の災害状況・・・・・・・・・・教育総務班
- (エ) 上水道・下水道施設の災害状況・・・・・・・・水道班
- (オ) り災証明、市税の減免措置等に関する状況・・・・・・調査班
- (カ) 被害状況調査等の集計に関すること・・・・・・・・経理財政班
- (キ) その他市管理施設又は所管事項に関する災害状況・・・被災施設を管理又は所管事項担当班
- (ク) 全般的災害状況・・・・・・・・・・消防署（本部）

イ 情報班は、市災害対策本部の各支部、県、防災関係機関から災害情報及び被害状況等を収集し、総務班に引き継ぐ。

ウ 総務班は、情報班からの情報をまとめ、統括班に報告する。統括班は、その情報を市長に報告するとともに、上記アの各班からの報告内容を含めた各種情報の連絡調整を行い、関係各部、各班、各支部、県、防災関係機関等への必要な措置に関する指示及び協力要請を行う。

エ 広報班は、統括班、総務班及び経理財政班との連絡を密にして災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集し、市民等に対する通報又は発表の体制を整えるものとする。

オ 広報班は、災害情報及び被害状況の推移に関しては、市民及び報道機関に対するだけでなく、一般職員に対しても職員緊急メール、袋井市災害対応支援システム、文書等により周知するものとする。

また、防災拠点施設等に対しては、情報班と連携して地域防災無線、電話、FAX等により連絡する。

(2) 報道機関に対する情報発表

ア 報道対応責任者

市（災害対策本部）が報道機関に対応する場合の総括責任者は、企画財政部長とする。

イ 情報発表内容等

- (ア) 収集された災害情報及び被害状況の提供
- (イ) 市の災害対策における重点事項及び要請事項
- (ウ) 報道機関の取材及び放送依頼に対しての協力

ウ 情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、庁内の適当な場所に設置する報道機関詰所兼臨時共同記者会見場にて行う。

ただし、比較的被害の少ない災害においては、企画財政部長の判断により個別に情報発表を行うものとし、この場合の情報発表者は広報班長とする。

(3) 市民等に対する情報発表

ア 市の広報媒体の活用

市（災害対策本部）が災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行うものとし、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

- (ア) 同時通報用無線による広報
- (イ) 袋井市情報配信サービス「メローねっと」による広報
- (ウ) 臨時災害放送局（FMラジオ放送）による広報
- (エ) 市ホームページへの掲載
- (オ) 広報車（消防団車両を含む。）等の現地派遣
- (カ) 「広報ふくろい」への掲載
- (キ) 班内回覧による周知
- (ク) ポスター、チラシ類の作成

（ケ）災害記録写真グラフ等の発刊

（コ）その他

イ 自主防災組織等の活用

各自主防災組織及び避難所等への避難住民等に対する情報提供及び要請事項等については、市災害対策本部の支部からそれぞれの連絡責任者を通じて連絡するとともに、必要事項については、掲示等の措置をするよう依頼する。

（4）県に対する広報の要請

県に対して県広報媒体（ラジオ、テレビ放送等）による広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて県西部方面本部を通じて行う。

（5）県及び外部機関からの広報事項の受領

市（災害対策本部）は、県及び外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用するものとする。ただし、市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

（6）報道機関及び防災関係機関等からの災害記録写真の収集

市（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関及び防災関係機関等が撮影したものについて提供を依頼する。

4 経費負担区分

（1）広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。

（2）県及び外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費

県及び外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

（3）報道機関及び防災関係機関等から収集する災害記録写真の経費

報道機関及び防災関係機関等から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

5 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）」（令和3年11月12日策定）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

第6節 災害救助法の適用計画

1 主旨

この計画は、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

（1）市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が80世帯以上であるとき。

（2）県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、上記（1）の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。

（3）県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（5）災害が発生するおそれがある段階において、国の災害対策本部が設置されたとき。

3 被害世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

上記2「災害救助法の適用基準」(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 滅失（全壊・全焼・流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

イ 半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。

(ア) 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のものである。

(イ) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

市長は、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。

5 災害救助法事務

災害に際し、市における被害が、上記2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける（ただし上記2（5）の場合の救助は、避難所の供与（要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む）のみ）。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬

- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の措置
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

6 費用の限度額

（資料5-2-1）のとおり

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言する。

また、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布(注意))	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避

	（警報に切り替える可能性に言及されていないもの） （気象庁が発表）	・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意））	難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難（市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（警戒）） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）） ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示（市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（危険）） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険）） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※4 ・（大雨特別警報（土砂災害））※4 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（災害切迫）） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（災害切迫）） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（災害切迫）） ・高潮氾濫発生情報※5	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。
当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注5 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる

警戒レベル4に相当する。

注6 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがある
と予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や
低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想さ
れたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注7 ※4大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報と
して、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レ
ベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注8 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時
間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ 実施者

（ア）緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、
避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険
が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安
全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の
長・指定地方行政機関の長・知事に対し指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよ
う、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えてお
く。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当
該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌
事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解釈に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関
する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。

b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる
ときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。

c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、
避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。

d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない
場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）。

e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退き
を指示することができる（水防法第29条）。

f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設
備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施
する。

（イ）「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「袋井市避難情報の判断・伝達マ
ニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

（2）住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報
系、戸別受信機を含む）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により
周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

（3）避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

（4）警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

また、警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができ、警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

なお、知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

（1）基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 市長は、県、警察署、自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。

ウ 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）」（令和3年11月12日策定）に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

エ 県は、救出活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。

オ 市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

カ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

キ 自衛隊の救出活動は、本編第27節「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

ク 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

（2）実施主体と実施内容

ア 市は、平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

イ 市は、職員を動員し負傷者等を救出する。

ウ 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

エ 市長は、袋井市森町広域行政組合消防本部（署）と連携し、重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておくよう、努めるものとする。

オ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。
- ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。
- オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部等と連絡をとりその指導を受けるものとする。

3 避難地への避難誘導・運営

(1) 市指定避難地への市職員等の配置

市指定避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため、市職員（消防職員、消防団員含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(2) 地震災害発生時における避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

ア 要避難地区で避難を要する場合

(ア) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

- a 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は残留者の有無を確認し、協力して任意避難地等へ集合するとともに、人員の確認を行う。
- b 自主防災組織及び事業所等の防災組織は、任意避難地等を拠点として、組織をあげて地域内の消火・救出・救護・情報活動を行う。
- c 住民等は、任意避難地等の周辺地区の災害が拡大し、危険が予想されるときは、可能な限り自主防災組織等の単位ごとの集団避難方法により、安全な市指定避難地等へ避難する。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置をとった後、直ちに任意避難地等へ自主的に避難する。

ウ 津波の災害が予想される場合は、一刻も早くできるだけ高い場所へ避難する。

(3) 主要避難路の確保

市は、市職員（消防職員、消防団員含む。）の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により主要避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 市指定避難地における業務

ア 市指定避難地に配置された市職員等は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- (ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集
- (イ) 地震災害情報の収集及び避難者への情報伝達
- (ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、住所、連絡先等）
- (エ) 必要な応急の救護
- (オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

イ 市指定避難地を所有し、又は管理する者は、当該避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

（1）避難所の開設

ア 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 県

市から要請があった場合は、県内の他の市町村への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

（2）避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受入れの対象者

（ア）災害によって現に被害を受けた者

a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

b 現に災害を受けた者であること

（イ）災害によって現に被害を受けるおそれがある者

a 避難指示が発せられた場合

b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

（ウ）その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

（ア）避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

（イ）混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

（ウ）応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

（エ）避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給、トイレ設置等の把握及び設置

（オ）避難行動要支援者への配慮

（カ）避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

（キ）感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト

ト等の必要な措置の実施

- (ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
 - (ケ) 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
 - (コ) 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
 - (サ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
 - (シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
 - (ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
 - (セ) 避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
 - (ソ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
 - (タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかけられないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
 - (チ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
 - (ツ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理課と健康未来課、しあわせ推進課など保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施
- (3) 避難所の早期解消のための取組等
- 市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。
- また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
- なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく県の実施事項（県からの委任により市が実施）

(1) 避難所の設置

ア 設置基準

- (ア) 原則として学校、コミュニティセンター等既存建物を使用する。
- (イ) 既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ 費用の限度

（資料5-2-1）のとおり

ウ 実施期間

災害発生の日から7日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 被災者の救出

ア 実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

イ 費用の限度

救助に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ 実施期間

災害発生の日から3日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

6 市長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 市長の要求に基づく県の実施事項

- ア 袋井市外の既存施設を避難所とする場合のあつせん
- イ 袋井市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
- ウ 自衛隊の派遣要請
- エ 海上保安庁に対する支援要請
- オ 消防団の応援動員要請

(2) 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。これを受け、県は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区 分	内 容
避難の場合	ア 避難希望地域
	イ 避難を要する人員
	ウ 避難期間
救出の場合	エ 輸送手段
	オ その他必要事項（災害発生原因）
	ア 救出を要する人員
	イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）
	ウ その他必要事項（災害発生原因）

なお、県及び市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

さらに、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

なお、県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

(3) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

県及び市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

- ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、危機管理課としあわせ推進課など福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、県及び市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

（イ）被災状況の把握

県及び市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

（2）被災した避難行動要支援者への支援活動

避難指導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

県及び市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要）等、広域避難について助言を行うものとする。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県及び市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市	・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市	・広域避難を受入れる市は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	被災市	・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

1 主旨

災害により、在宅からの退去、避難を余儀なくされた者による飼育ペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。

2 同行避難動物への対応

(1) 市

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

(2) 飼い主

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。

3 放浪動物への対応

(1) 市

ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(2) 飼い主

ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により、日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市及び県の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施内容

（1）応急食料の確保計画量

市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

（2）袋井市

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。

イ 災害の規模に鑑み、市が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合には被災者に応急食料を確実に迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を県に依頼するものとする。

ウ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。（資料5-6-2～3）

ただし、これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達するものとする。

なお、応急食料の輸送は、事情の許す限り、当該応急食料の調達先に依頼するものとする。

エ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した応急食料保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。

オ 市長は、必要量の調達が困難な応急食料がある場合は、次の事項を示し、県西部方面本部を通じて知事に調達又はあつせんを要請する。

調達又はあつせんを必要とする理由

（ア）必要な食料の品目及び数量

（イ）引き渡しを受ける場所及び引受責任者

（ウ）連絡課及び連絡責任者

（エ）荷役作業員の派遣の必要の有無

（オ）経費負担区分

（カ）その他参考となる事項

カ 必要に応じて、保管命令、収用等食料の供給を確保する措置を講ずる。

キ 応急食料の配分にあたっては、事前に地域住民に対して広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

ク 避難所、その他の要所に、赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

（3）自主防災組織及び市民

ア 応急食料は、自主防災組織及び家庭の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。

ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

3 災害救助法に基づく実施事項

（1）食料給与の対象者

ア 避難所に避難した者

- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
- (2) 対象品目
 - ア 主食
 - 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食
 - イ 副食（調味料を含む。）
- (3) 対象経費
 - ア 主食費
 - (ア) 米穀販売業者及び農林水産省静岡県拠点等から購入した米穀の購入費
 - (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等の購入費
 - (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等の購入費
 - イ 副食費（調味料を含む。）
 - ウ 燃料費
 - エ 雑費
 - (ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料
 - (イ) アルミホイル等の包装紙類、茶碗、はし、使いすて食器等の購入費
- (4) 費用の限度
 - （資料5－2－1）のとおり
- (5) 実施期間
 - 災害発生の日から7日以内
 - ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

4 応急食料調達給与の方法

- (1) 応急食料の調達の方法
 - ア 実施者
 - 市において応急食料の調達を実施する場合、市長は、市災害対策本部の物資調達班より責任者を指名する。
 - イ 応急食料の調達方法
 - 応急食料の調達は、原則としてあらかじめ協定書を締結した業者等から調達するものとする。（資料5－6－2～3）
 - ウ 応急食料の輸送方法
 - 調達した応急食料の輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、本章第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。
 - エ 調達食料及び災害援助物資等の集積場所（資料5－6－1）のとおり
- (2) 応急食料の給与
 - ア 実施者
 - 市において炊き出し等食料品の給与を実施する場合、市長は、市災害対策本部の生活支援班より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者（避難所においては、支部職員が兼務）を置くものとする。
 - 責任者は、各現場責任者及び物資調達班と連携し、配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏のないようするものとする。
 - イ 給与の方法
 - 責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出しの実施、パンの給与、備蓄食料の提供等適当な方法により実施するものとする。
 - なお、被災者用として市が防災倉庫に保管してある備蓄食料は、（資料5－3－6）のとおりである。
 - ウ 対象者、対象品目等
 - 上記3「災害救助法に基づく実施事項」による。
 - エ 炊き出しの実施場所等
 - 炊き出しは、避難所内又はお近くの適当な場所を選び、自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力により実施する。

また、災害の状況により施設管理者の了解を得て、学校施設、学校給食センター、民間施設等の調理設備等を利用して実施する。（資料5－8－3）

5 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

- (1) 応急食料の調達又はあつせん
- (2) 応急食料の輸送措置

6 交通、通信が途絶して市長が知事に調達又はあつせんに要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、上記3「災害救助法に基づく実施事項」も活用し、対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この説において「物資」という。）及び燃料を確保するため、市及び県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施内容

(1) 物資の確保計画量

市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 袋井市

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。

イ 災害の規模に鑑み、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合には被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を県に依頼するものとする。

ウ 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。（資料5－6－2～3）

ただし、これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達するものとする。

なお、緊急物資の輸送は、事情の許す限り、当該物資調達先に依頼するものとする。

エ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。

オ 市長は、必要量の調達が困難な物資がある場合は、次の事項を示し、県西部方面本部を通じて知事に調達又はあつせんに要請する。

- (ア) 調達又はあつせんに必要とする理由
- (イ) 必要な物資の品目及び数量
- (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (エ) 連絡課及び連絡責任者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) 経費負担区分
- (キ) その他参考となる事項

カ 必要に応じて、保管命令、収用等食料の供給を確保する措置を講ずる。

キ 物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対して広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

ク 市は、炊き出し等に必要なLPガス及び燃焼器具等の支給又はあつせんに、一般社団法人静岡県LPガス協会西部支部袋井地区等の協力を得て行う。

ケ 市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。

- （ア）必要なLPガスの量
- （イ）必要な器具の種類及び個数

コ 緊急輸送活動に必要な市有車両等及び災害応急対策用機器（ろ水機、発電機等）の燃料の確保については、本章第19節「輸送計画」による。

（3）自主防災組織及び市民

ア 緊急物資は、自主防災組織及び家庭の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市が行う緊急物資の配分に協力する。

ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

エ 燃料は自主調達とする。（自宅の廃材等を利用又は自宅の使用可能なLPガス）

オ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。

カ 地域内の石油販売業者等の協力を得て、可搬式ポンプ、発電機、ろ水機等に必要燃料を確保するものとする。

3 災害救助法に基づく実施事項

（1）衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

（2）対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ 光熱材料

マッチ、LPガス等

（3）費用の限度

（資料5-2-1）のとおり

（4）給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内。

ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

4 災害見舞金の交付

市は、火災、水害その他の非常災害により被害を受けた場合、次に掲げる世帯に対し、袋井市災害見舞に関する条例（平成17年袋井市条例第160号）の定めるところにより、災害見舞金を交付する。ただし、災害救助法が適用された場合には、全部または一部を交付しないことができる。

（1）住家の全焼、全壊又は流失

（2）住家の半焼又は半壊

（3）市長が、特に必要と認めた場合

5 災害救助法適用外の生活必需品等の交付

市は、非常災害による住家の全壊、流失又は半壊等により直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、ブルーシートやロープ等急場しのぐに必要な物品を交付することができる。

6 衣料、生活必需品等の調達、給（貸）与

（1）衣料、生活必需品等の調達

ア 実施者

市において衣料、生活必需品等の調達を実施する場合、市長は、市災害対策本部の商工班より責任者を指名する。

イ 衣料、生活必需品等の調達方法

衣料、生活必需品等の調達は、り災状態、物資の種類、数量等を勘案し、原則としてあらかじめ協定書を締結した業者等から調達するものとする。（資料5-6-2）

ウ 衣料、生活必需品等の輸送方法

調達した衣料、生活必需品等の輸送は、原則として、発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、本章第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

エ 調達衣料、生活必需品等及び災害援助物資等の集積場所（資料5-6-1）のとおりに

(2) 衣料、生活必需品等の給（貸）与

ア 実施者

市において衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、市長は、市災害対策本部の生活支援班より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者（避難所においては、支部職員が兼務）を置くものとする。

責任者は、各現場責任者及び商工班等と連携し、配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏のないようするものとする。

イ 衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

責任者は、衣料、生活必需品等の給（貸）与に際して、り災状況、り災世帯の構成人員、物資の種類等を勘案し、物資配分計画を作成して実施するものとする。

なお、被災者用として市が防災倉庫に保管してある備蓄毛布は、（資料5-3-5、6）のとおりである。

ウ 対象者、対象品目等

上記3「災害救助法に基づく実施事項」による。

7 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の調達又はあつせん

(2) 衣料、生活必需品等の輸送措置

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、上記3「災害救助法に基づく実施事項」も活用し、対策を実施する。

第11節 給水計画

1 主旨

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、市、県、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

2 袋井市

(1) 飲料水の確保が困難な地域に対して給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行うとともに、応急復旧作業を実施する。その際、高齢者等又は傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。

(2) 市災害対策本部の各支部においては、支部隣接プール及び耐震性貯水槽等から、ろ水機を使用し、市民等に対して飲料水を供給する。

(3) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県西部方面本部を通じて知事に調達のあつせんに要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

カ その他必要事項

- (4) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (5) 地震発生後約1ヵ月を目途に仮設応急給水栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給量は1人1日20～100リットルを目標とし、飲料水の供給期間については水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

3 自主防災組織及び市民

- (1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保（最低1人1日3リットル）する。
- (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水（地域内の耐震性貯水槽等からのろ水機を使用した供給）及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

4 災害救助法に基づく実施事項

- (1) 飲料水供給の対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者
- (2) 飲料水の供給量
大人1人1日最小限おおむね3リットル
- (3) 飲料水の供給期間
災害発生の日から7日以内
ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。
- (4) 費用の限度
制限なし（ただし、必要最低限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）
- (5) 対象経費
(資料5-2-1) のとおり

5 給水実施要領

- (1) 実施者
市において飲料水の供給を実施する場合、市長は、市災害対策本部の水道班より責任者を指名する。
- (2) 応急給水方法
 - ア 運搬給水
飲料水の確保が困難な地域に対して給水拠点を定め、取水拠点にて確保した飲料水を、車両等を活用して給水拠点まで運搬し、給水するものとする。
なお、給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に同時通報用無線、広報車等により住民に周知するものとする。
 - イ 仮設応急給水栓等
配水管路のうち、被災後使用可能な管路に仮設応急給水栓等を設置し、給水するものとする。なお、断水が長期間になると予想される場合には、早期に配水本管、支管上にも仮設応急給水栓等を設置する。
 - ウ ろ水機使用による給水
市災害対策本部の各支部及び自主防災組織においては、プール及び耐震性貯水槽等から、ろ水機を使用し、飲料水を給水する。
- (3) 給水順位
 - ア 第1順位・・・・・・本章第14節「医療・助産計画」による救護施設、一般病院（病床有り）、人工透析病院
 - イ 第2順位・・・・・・全19支部等の災害拠点施設、福祉施設（滞在型）
 - ウ 第3順位・・・・・・避難所及び応急給水が必要なところ
- (4) 給水施設の応急復旧
給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧に努めるとともに、必要に応じ水道工事応援業者等に協力を求めるものとする。（資料5-9-2）
- (5) 水道用資機材及び浄水用薬品等の調達
水道用資機材及び浄水用薬品等の調達は、水道班が行う。（資料5-9-3）

調達した水道用資機材及び浄水用薬品等の輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、本章第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

- (6) 努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (7) 災害発生後8日以内を目途に仮設給水栓等を設置し、最低の生活に必要な水（目標1人1日20リットル）を供給するよう努めるものとする。
- (8) 袋井市給水計画は、（資料5－9－1）のとおりである。

6 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

- (1) 水道用水その他の飲料水の調達のあつせん
- (2) 給水車両の借上げのあつせん
- (3) 水道用資機材及び浄水用薬品等の調達のあつせん
- (4) 給水容器の調達のあつせん

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、上記4「災害救助法に基づく実施事項」も活用し、対策を実施する。

第12節 下水道施設応急対策計画

1 主旨

この計画は、災害時における下水道施設の災害に対し、応急措置を講じ、機能の回復を図るための応急対策について定める。

2 住民等への周知

下水道は市民生活に欠くことのできないライフラインであることから、緊急輸送路や避難所等、災害時においても、可能な限り利用できるよう努めるが、施設の被害状況によっては使用の制限を行う。

このため、市民生活の混乱を防止するため、使用制限の規模、態様について広報する。

3 応急対策の実施

下水道施設の被害状況を速やかに確認するとともに、優先順位の高い箇所から、早急に対策を講じる。

4 排水設備の応急復旧対策

排水設備の応急復旧に関する相談窓口を設置するとともに、排水設備指定工事店の協力を得て、早急に復旧作業を行う。

5 市長の要請事項

市、人員の確保に支障をきたす場合は、県災害対策本部を通じ応援を依頼する。

6 関連施設の対策

農業集落排水施設の災害時の応急対策については、下水道施設に準じる。

第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

1 主旨

市及び県は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が全壊、全焼又は流出した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県及び市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急

的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、同章第7節「避難救出計画」の「8 広域避難・広域一時滞在」による。

2 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

(1) 袋井市

ア 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、「市地震被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置するとともに、その旨を県へ連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、「袋井市応急危険度判定士業務マニュアル」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。（資料6-1-8）

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 静岡県

ア 建築物

県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。

イ 宅地等

県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。

(3) 市民

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 市民は、判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 災害危険区域の指定

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法

市及び県は条例により区域を指定し、周知する。

4 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市実施事項

ア 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

（ア）建設型応急住宅の建設

- a 建設を県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。この場合において、被災者に関わる世帯人員数や高齢者・障がいのある人等に配慮した仕様及び設計に努める。
- b 建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地の内から災害の状況に応じて選定する。（資料5－3－8）

（イ）賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

エ 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

- （ア）避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- （イ）応急仮設住宅の入居者の認定を県から委託された場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し、入居させる。
- （ウ）認定にあたっては、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

カ 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空室へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

- （ア）住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- （イ）入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が生じないように努める。

ク 住宅の応急修理

建築業関係団体等の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

ケ 建築資機材及び建築業者等の調達、あつせん要請

（ア）市長は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示し、県西部方面本部を通じて知事にあつせん又は調達を要請する。

a 応急仮設住宅の場合

- （a）被害世帯数（全焼、全壊、流失）
- （b）設置を必要とする住宅の戸数
- （c）調達を必要とする資機材の品名及び数量
- （d）派遣を必要とする建築業者数及び人数
- （e）連絡責任者
- （f）その他参考となる事項

b 住宅の応急修理の場合

- （a）被害世帯数（半焼、半壊）
- （b）修理を必要とする住宅の戸数
- （c）修理に必要な資機材の品目及び数量
- （d）派遣を必要とする建築業者数及び人数
- （e）連絡責任者
- （f）その他参考となる事項

（イ）市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県西部方面本部を通じて知事にあつせん又は調達を要請する。

コ 建築物の応急危険度判定活動

被災建築物の倒壊や落下物による二次災害を防止するとともに、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるため、公益社団法人静岡県建築士会西部ブロック中遠地区の協力により、地震被災建築物応急危険度判定を実施する。

なお、判定士が不足する場合は、県西部方面本部を通じて知事に派遣を要請する。

サ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障のある者に対し必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによっては対応できないときは、次の事項を示し、県西部方面本部を通じて知事に応援を要請する。

(ア) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

(イ) 除去に必要な人員

(ウ) 除去に必要な期間

(エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量

(オ) 除去した障害物の集積場所の有無

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 応急仮設住宅設置

ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

イ 規模及び費用

（資料5-2-1）のとおり

ウ 整備開始期間

災害発生の日から20日以内に着工

ただし、事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

エ その他

(ア) 供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「静岡県応急仮設住宅の供給における事務の手引き」による。

(イ) 民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（借上げ型応急住宅）の借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

(ウ) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

(エ) 住宅の応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅へ入居する者の使用期間は、災害発生日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は、速やかに退去する。

(2) 住宅の応急修理

ア 修理対象者

災害のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で、公営住宅・会社の寮・飯場等以外の住宅に居住している者

イ 規模及び経費

（資料5-2-1）のとおり

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内に完了

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内

エ その他

応急修理を知事から委任を受けて行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理実施要領」による。

6 実施方法

(1) 入居者・修理者の選考

応急仮設住宅への入居者及び住宅の応急修理の対象者の選考は、市災害対策本部の生活支援班が担当し、次により行う。

ア 選考委員会

選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置することができる。委員は、その都度市長が任命する。

イ 選考の適正

選考にあたっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

ウ 選考基準

国の様式で定められた「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合には、ローン等個別事情を勘案し、選考する。

エ その他

応急仮設住宅への入居者の選考において、高齢者等であって、日常の生活上特別に配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）以外の場合、1箇所が高齢者等が集中しないよう配慮する。

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の方法

ア 実施者

市において応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する場合、市長は、市災害対策本部の建築住宅班より責任者を指名する。

なお、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として工事請負により行うものとする。

イ 住宅の規模及び構造等

設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、(資料5-2-1)、災害救助法に基づく「静岡県応急仮設住宅の供給における事務の手引き」及び「住宅の応急修理実施要領」に基づいて行うものとする。

ウ 仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約（契約期間2か年）締結後工事に着手する。（資料5-3-8）

エ 建築資材、労務者等

(ア) 建築資材の調達

建築資材の調達については、原則として市内の取扱業者から調達する。

(イ) 建設業者の動員

技術者、労働者等の動員については、原則として(資料6-1-3、8、9)の業者から動員する。

(ウ) 建設機械等の借上げ

建設機械等の借上げは、原則として(資料6-1-3)の業者から借上げる。

オ 建設資材等の輸送方法

調達した建設資材等の輸送は、原則として、発注先業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、本章第19節「輸送計画」に基づき措置する。

7 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

(1) 建築資機材及び建築業者等の調達又はあっせん

(2) 建築資機材の輸送措置

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、上記4「災害救助法に基づく実施事項」も活用し、対策を実施する。

9 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。加えて、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

10 住宅の応急復旧活動

県及び市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を推進するものとする。

11 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

ア 上記の指定があつたときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 医療・助産計画

1 主旨

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、市及び県の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。（資料5-4-1）
- (2) 市は、市内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院（中東遠総合医療センター）において、重症患者の処置及び受け入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (3) 医療救護活動の実施に当たっては、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (4) 市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。
- (5) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (6) 市及び県は、災害時健康支援マニュアル等に基づき、保健師等による巡回健康相談、各種健康支援等を実施するものとする。

3 実施事項

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査するとともに、医師会等医療従事者の参集（震度6弱以上を観測したときは救護所へ自動参集）を受け、医療救護体制を構築する。
- (2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- (3) 傷病者の受入れにあたっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況等の把握に努め、必要な調整を行う。
- (4) 救護所及び救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- (5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あつせんの要請を受けたときは、直ちに県西部方面本部に調達・あつせんを要請する。
- (6) 輸血用血液の確保について必要があるときは、自主防災組織等を通じて、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- (7) 医療救護施設から、医薬品の調達・あつせんの要請を受けたときは、直ちに小笠袋井薬剤師会又は県西部方面本部に調達・あつせんを要請する。
- (8) 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師及び医療従事者が不足したときは、次の事項を示し、県西部方面本部に派遣を要請する。
 - ア 必要な職種と人数（救護班数）
 - イ 派遣場所

ウ その他必要事項

- (9) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県西部方面本部へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

4 救護所及び救護病院の活動等

(1) 救護所

ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。（資料5-4-3）ただし、航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発などの災害により、多数の負傷者が発生し、災害現場の区域が限られている場合は、災害現場直近に救護所を開設するものとする。なお、救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

イ 活動

救護所は次の活動を行う。

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 重症患者、中等症患者の応急処置及び軽症患者の処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院（中東遠総合医療センター）へ搬送手配
- (エ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- (オ) 死体の確認及び遺体搬送の手配
- (カ) その他必要な事項

ウ 医療チーム（災害救助法に基づく「救護班」をいう。）の編成等

救護所における運営は、袋井市医師会等の協力を得て医療チームを編成し、医療救護活動を行うものとする。

一つの医療チームは、概ね医師1人、災害時看護ボランティア（看護師等）2人、業務調整員（薬剤師・事務員等）1～2人の4～5人をもって編成するものとする。

エ テント等の借上先等

救護所を運動場等屋外に設置する場合に必要なテント及びシート等については、市災害対策本部の支部防災倉庫等に保管のものを使用するものとする。

ただし、不足する場合は、救護所設置施設及び地域の自主防災組織等から借り上げるものとする。

(2) 救護病院

ア 設置

市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

(ア) 救護病院の活動

- a 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- b 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- c 重症患者の災害拠点病院又は航空搬送拠点へ搬送手配
- d 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- e 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告
- f その他必要な事項

(イ) 災害拠点病院の活動

中東遠総合医療センターは、県から災害拠点病院として指定されているため、上記（ア）の活動のほか、次の活動を行う。

- a 救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重傷患者の処置並びに受入れ
- b 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- c 重症患者の航空搬送拠点へ搬送手配
- d DMAT等医療チームの受入・派遣及び地域医療機関への応急用資機材の貸し出し

5 自主防災組織及び市民

- (1) 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医薬品等を用い処置する。

- (2) 傷病者で救護を要する者を、最寄りの救護所又は救護病院へ搬送する。

搬送については、自主防災組織等がこれにあたる。

- (3) 輸血用血液確保のため、献血に協力する。

6 災害救助法に基づく実施事項

- (1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

- (2) 助産を受ける対象者

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者

- (3) 医療助産の範囲

医 療	助 産
1 診察	1 分べんの介助
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分べん前、分べん後の処置
3 処置、手術その他の治療及び施術	3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
4 病院又は診療所への収容	
5 看護	

- (4) 実施期間

ア 医療 災害発生の日から14日以内

イ 助産 分べんした日から7日以内

ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

- (5) 費用の限度

ア 医療

(ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費

(イ) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

(ア) 救護班による場合

使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

7 市長の要請事項

市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 必要な職種と人員（救護班数）

- (2) 派遣場所

- (3) その他必要事項（災害発生の原因）

8 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

- (1) 救護病院等への救護班（DMAT、D P A T等医療チーム）の派遣

- (2) 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣要請

- (3) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あつせん

- (4) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あつせん

- (5) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請

- (6) 災害拠点病院に対する重症患者収容等の要請

9 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、上記6「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

10 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を行う。

第15節 防疫計画

1 主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 市の実施事項

市長は、知事の指示により被災地の防疫活動のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき、次の事項を行うものとする。

- (1) 病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除
- (3) 病原体に汚染された物件の消毒等
- (4) 生活用水の供給
- (5) 浸水地域の防疫活動の実施
- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調達の要請
- (7) 臨時予防接種の実施

3 実施方法

(1) 実施者

市長は、市災害対策本部の救護衛生班より責任者を指名し、被災地の防疫活動を実施するものとする。ただし、市独自で実施が困難な場合は、県、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

なお、上記2（4）「生活用水の供給」については、本章第11節「給水計画」に基づき措置する。

(2) 防疫班の編成

責任者は、被災地の防疫活動を迅速的確に実施するため、防疫班を編成するものとする。防疫班は概ね運転者1名、作業員1名の計2名をもって1班とし、災害の状況によって数班を編成し、前頁に定める実施事項を処理するものとする。

なお、災害の状況により、市職員で対応できない場合は、作業員の臨時雇用及び自主防災組織等の協力を得て編成するものとする。

(3) 消毒箇所

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 集団避難所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(4) 消毒方法

ア 床下・・・・・・・・・・逆性石鹼、クレゾール石鹼液散布

被災地の自主防災組織へ一括搬送し、各家庭へ配布を依頼する。

イ 汚染（床上）した家屋・・・・・・・・逆性石鹼等での払拭等

被災地の各家庭に逆性石鹼、次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール等を配布し、床、壁の払拭、便所、床下等の消毒、手洗いの励行等について衛生上の指導を行う。

ウ 汚染した便槽、溝、水たまり・・・・・・・・クレゾール石鹼液散布

エ 汚染した井戸・・・・・・・・次亜塩素酸ナトリウム投入

オ その他必要な措置

(5) 消毒機器及び防疫用薬剤

消毒機器は、市保有分で不足する場合は、遠州中央農業協同組合等が所有している農業散布用機器等を借上げる。

防疫用薬剤は、小笠袋井薬剤師会及び遠州中央農業協同組合等から調達するものとする。また、不足する場合は県西部方面本部へ要請し、あつせん先から調達する。

(6) 避難所等の防疫措置

ア 市長は避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図るものとする。この場合、自主防災組織等の協力を得て、避難所内における防疫に万全を期するものとする。

イ 避難者等に対しては、必要に応じ検病検査を実施する。

ウ 避難所及び被災地において、仮設便所等の清掃、クレゾール石鹼液等の配置、衣服等の日向干し、手洗いの励行等について指導を実施する。

エ 給食作業に従事する職員等については、必要に応じあらかじめ健康診断を実施しておくものとする。

(7) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、必要に応じ県の指導により、種類、対象者等を定め予防接種を実施する。

(8) 患者等に対する措置

被災地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、県の指示により速やかに指定の医療機関に入院の措置をとるものとする。なお、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、西部保健所長と協議し、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

(9) 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

4 市長の要請事項

市長は、市独自で防疫活動を実施することが困難な場合は、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事に応援の要請を行うものとする。

(1) 防疫薬剤の種類及び数量

(2) その他必要事項

5 自主防災組織及び市民

(1) 飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

(2) 市が行う防疫活動に協力するとともに、必要に応じて自主防災組織等を中心に消毒等の処置を講ずる。

6 関係団体

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力する。

7 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

(1) 県は、被災市町の実状に応じ、西部保健所職員をもって防疫班を編成し、次の事項を行う。

ア 健康診断の実施

イ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施

ウ 病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町に対する指示

エ ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市町に対する指示

オ 病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市町に対する指示

カ 生活用水の供給の制限又は禁止の命令

キ 防疫薬品及び資機材の供給の調整

8 その他

(1) 津波浸水地域、河川の出水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

(2) 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画

1 主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「袋井市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「袋井市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3 し尿処理

(1) 市の実施事項

- ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- イ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。
 - (ア) 処理対象物名及び数量
 - (イ) 処理対象戸数
 - (ウ) 当該市町所在の処理場の使用可否
 - (エ) 実施期間
 - (オ) その他必要事項
- エ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- オ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

(2) し尿の収集及び処理

ア 作業班の編成

し尿の収集処理の責任者は、被災状況に応じて関係業者の協力により、し尿収集班を編成し、清掃業務を実施する。

(資料5-7-2)

また、被災状況により市災害対策本部の支部職員及び自主防災組織と協力し、避難所等に仮設便所を設置する。

イ 収集及び処理方法

被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。これらの処理は、袋井衛生センターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町との処理委託について調整を依頼するものとする。

また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留槽等施設を設置するなど、処理施設復旧までの間対処する。

(3) 市民及び自主防災組織

- ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、携帯トイレ、仮設便所等を使用し処理することとする。
- イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置、消毒及び管理を行う。

4 廃棄物（生活系）処理

(1) 市の実施事項

- ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

イ 収集体制を住民に広報する。

ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

（ア）処理対象物名及び数量

（イ）処理対象戸数

（ウ）当該市町所在の処理場の使用可否

（エ）実施期間

（オ）その他必要事項

エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

（2）ごみの収集及び処理

ア 作業班の編成

ごみの収集処理の責任者は、被災状況に応じて関係業者の協力により、ごみ収集班を編成し、清掃業務を実施する。

（資料5－7－1）

イ 収集及び処理方法

ごみその他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。これらの処理は、中遠クリーンセンターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町に処理委託について調整を依頼するものとする。また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと環境衛生上支障のない方法で臨時に仮設置場を設置するなど、処理施設復旧までの間対処する。

（3）自主防災組織

ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し、住民に周知する。

イ 仮置場のごみの分別、整理、流出の防止等の管理を行う。

（4）市民

ア ごみの分別・搬出については、市の指導に従う。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 災害廃棄物処理

（1）市の実施事項

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置

市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

イ 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

（ア）家屋の被害棟数等の被災状況

（イ）ごみ処理施設等の被災状況

（ウ）産業廃棄物処理施設等の被災状況

（エ）災害廃棄物処理能力の不足量の推計

（オ）仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

エ 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。（資料6－1－19）

オ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関への協力を要請する。

キ 災害廃棄物の処理の実施

県が示す「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、事前に策定した「袋井市災害廃棄物処理計画」に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(2) 企業

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 自主防災組織及び市民

ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて仮置場等への搬出を行うとともに、仮置場等の管理に協力する。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

6 死亡獣畜の処理

(1) 死亡獣畜の処理は、原則として許可業者に委託して処理するものとする。（資料5－7－3）

(2) 災害の状況により、上記（1）による許可業者への処理委託が困難となり、自ら死亡獣畜の収集の必要が生じた場合は、死亡獣畜の処理の責任者は、特別に班編成を行い、次により処理するものとする。

ア 死亡獣畜処理場を所有している近隣市町に依頼して処理する。

イ 臨時の埋却許可を取得し、家畜防疫員の指示する場所に埋却処分する。

7 市長の要請・実施事項

市長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事にそのあつせんを要請するものとする。

(1) 処理対象物名及び数量

(2) 処理対象戸数

(3) 処理場の使用可否

(4) 実施期間

(5) その他必要事項

また、災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

8 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

(1) 塵芥及びし尿の処理場のあつせん

(2) 清掃用運搬機材のあつせん

(3) 死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん

(4) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市への周知等

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第17節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

1 主旨

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市及び県の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

なお、本計画を実施するにあたっては、県が作成した遺体措置計画策定の手引に基づいて実施マニュアル等を作成するものとする。（資料2－4－1）

2 市の実施事項

(1) 実施者及び作業班の編成

市長は、遺体の搜索、収容、措置及び埋葬業務においてそれぞれ責任者を指名するものとする。

責任者は、次の担当業務を実施するにあたり必要な作業班を編成するとともに、警察、自主防災組織、自衛隊等と連携、協力して行うものとする。

担当業務	業務内容	主体部班
搜索業務	遺体の搜索	警備部（消防本部（署））及び消防（水防）団
収容業務	担架、車両等を活用して遺体収容所への搬送	
措置業務	遺体収容所の管理、遺体の措置、一時保存及び身元確認	市民班、生活支援班及び救護衛生班
埋葬業務	埋火葬のための遺体の移送及び埋火葬処理	

(2) 遺体の搜索

遺体の搜索にあたっては、自主防災組織及び地元関係者等の協力により、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

また、遺体を発見した場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

(3) 遺体の収容

遺体は、警察の指示のもと、被災現場、救護所及び救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院から遺体収容所へ搬送する。

(4) 遺体収容所の設置

市は、あらかじめ交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して遺体収容所を定めるとともに、その周知に努める。

災害発生により多数の死者が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、遺体収容所を設置する。なお、早急に遺体収容所を設置することが困難な場合は、広場、又は了解を得て付近の寺院等に仮安置するものとする。（資料6－1－14）

また、遺体の収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱う。

(5) 遺体の措置等

市は、袋井警察署、磐周医師会・袋井市医師会、磐周歯科医師会袋井市支部、自主防災組織、自治会等と連携し、次に掲げる措置等が適切に行われるよう遺体収容所を運営する。

ア 検視及び検案

イ 遺体の処置（洗浄・縫合）

ウ 遺体の身元確認

エ 遺体の一時保存

オ 遺体の引き渡し

カ 遺族対応

キ 遺体の措置に必要な資機材の調達

(6) 遺体の埋火葬

ア 火葬は、遺体を埋火葬許可証とともに火葬場に移し、埋火葬台帳に記録した後、火葬に付す。

イ 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。

ただし、遺骨引取人がない場合の遺骨及び遺留品は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき、それぞれ定められた方法により処理するものとする。

ウ 火葬場の名称、所在地、処理設備等

名称・・・・・・袋井市森町広域行政組合中遠聖苑

所在地・・・・・・袋井市浅名2134-151

連絡先・・・・・・NTT 0538-23-6742、デジタル地域防災無線番号 309

処理設備・・・・・・火葬炉 4基、汚物炉 1基

(7) 遺体の輸送用車両の調達

遺体の搬送及び埋火葬に必要な車両については、原則として消防団車両、市有トラック及び霊柩車等により対応するものとするが、不足する場合は本章第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

(8) 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

(9) 県への要請

本部長（市長）は、市において遺体の搜索、措置、火葬を実施することが不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で県西部方面本部を通じて知事に応援を要請する。

ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数

イ 搜索が必要な地域

ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

3 静岡県警察（袋井警察署）

遺体については、関係法令に基づき、検視等を実施する。

4 自主防災組織及び市民

市及び関係機関が行う遺体の搜索に協力するとともに、行方不明者についての情報を市に提供するように努める。

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 遺体搜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 遺体の措置内容

災害の際死亡した者について次の範囲内において行う。

ア 遺体の洗浄等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案・検視

エ 遺体の身元確認

(3) 埋葬対象者

ア 災害時の際に死亡した者

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な状況下で死亡した者

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内

ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て延長できるものとする。

(5) 費用の限度

（資料5-2-1）のとおり

6 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

(1) 医師への協力要請派遣に必要な措置

- (2) 遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣
- (3) 遺体の措置に必要な器具、資材の調達あつせん
- (4) 輸送車両のあつせん
- (5) 大規模な遺体収容所の設置
- (6) 火葬要員のあつせん
- (7) 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬応援の依頼、調整、火葬場の割り振り調整

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、上記5「災害救助法に基づく実施事項」も活用し、対策を実施する。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第18節 障害物除去計画

1 主旨

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することができない者

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

(3) 費用の限度

（資料5－2－1）のとおり

3 実施方法

(1) 実施者及び作業班の編成

市長は、市災害対策本部の建設班より責任者を指名する。

責任者は、建設班職員、消防（水防）団員及び建設業者等の協力要員をもって、作業班を編成するとともに、自主防災組織と連携、協力して被災地の障害物除去活動を行う。

なお、被害の状況に応じ、県西部方面本部を通じて知事に自衛隊の派遣要請の要求をするものとする。

(2) 除去用車両の調達

除去用車両は、市有車両及び応援建設業者等の車両を使用する。

なお、不足する場合は、本章第19節「輸送計画」により措置するものとする。

(3) 除去作業用機械器具等の調達

除去作業用機械器具等は、市有及び応援建設業者等の所有のものを使用する。

なお、不足する場合は、県西部方面本部を通じて知事にあつせんに要請するものとする。

(4) 除去障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障、危険のない場所に一時的に集積するよう措置する。

なお、民有の空地及び駐車場等を使用する必要がある場合は、土地所有者にあらかじめ了解を得るものとする。

4 市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対して応援を求める場合には、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

5 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

- (1) 障害物除去要員の動員派遣
- (2) 機械器具の調達あつせん
- (3) 建設業者の協力依頼（従事命令含む。）

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、上記2「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

7 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第19節 輸送計画

1 主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、市及び県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

2 市の実施事項

(1) 緊急輸送対策の基本方針

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。

特に市内のヘリポート予定地については、速やかに緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県西部方面本部に報告する。

イ 緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。

ウ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、県西部方面本部又は災害時における応援協定を締結している各地方公共団体に協力を要請する。

(2) 緊急輸送の対象等

ア 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者

イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者

ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資

エ リ災者を受入れるため必要な資機材

オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

カ その他市長が必要と認めるもの

（3）緊急輸送の経過の想定

ア 第1段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。

- （ア）災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医薬品等
- （イ）緊急処置のために搬送を必要とする重症患者等
- （ウ）災害の拡大を防止するための人員及び資機材

イ 第2段階（概ね被災から1週間後まで）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。なお、地域による被害状況の違い等を勘案して、効果的な輸送を行うよう努める。

- （ア）第1段階の輸送の続行
- （イ）食料等生命の維持に必要な緊急物資
- （ウ）輸送路確保のための必要な人員及び資機材
- （エ）移動手段のない旅行者等

ウ 第3段階（概ね被災から1週間後以降）

陸上を中心に次の輸送を実施する。なお、陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。

- （ア）災害復旧に必要な人員、資機材
- （イ）生活必需品

3 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成にあたっては、乗員、機材及び燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況並びに輸送必要物資の量を勘案する。

（1）陸上輸送体制

陸上輸送は、市有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

ア 輸送路の確保

- （ア）道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- （イ）市災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。
- （ウ）市災害対策本部は、他の道路管理者と連携を密にして緊急輸送ルートの確保に努める。

イ 輸送手段の確保

緊急輸送は、市長の要請により日本通運株式会社浜松支店、一般社団法人静岡県トラック協会中遠支部等の協力を得て次の車両により行う。市長は、市内において輸送手段の調達ができない場合又は市外から輸送を行う場合が必要があるときは、県西部方面本部を通じて知事に自衛隊等の支援を要求し、若しくは災害時における応援協定を締結している地方公共団体の長に協力を要請する。

- （ア）市有車両
- （イ）民有（運送業者等）車両
- （ウ）他の防災関係機関の車両
- （エ）袋井市建設事業協同組合等の車両
- （オ）自衛隊の車両

ウ 市有車両の活用等について

（ア）市災害対策本部が設置された場合、原則として市災害対策本部経理課市政班において、市内の市有車両の集中管理を行う。ただし、建設班、水道班及び市外施設所属の車両は、それぞれの班及び各施設において管理するものとする。

（資料3-2-4、5-5-5、6）

（イ）各班の車両確保の方法

市災害対策本部の各班は、緊急輸送用の車両を必要とするときは、次の輸送条件を明示して、経理課市政班に依頼するものとする。

- a 輸送区間又は借上げ期間
- b 輸送量又は車両台数

c 集合場所及び日時

d その他必要な事項

(ウ) 運送業者車両の借上げ

民間保有営業用車両の協力により輸送を必要とする場合、市災害対策本部統括班及び経理財政班は、社団法人静岡県トラック協会中遠支部等の協力を得て借上げを行うものとする。（資料5-5-6）

エ 物資集積所及び要員の確保

(ア) 物資集積所は別に定める。（資料5-6-1）

(イ) 緊急物資の集積分配作業を円滑に行うため、物資集積所に市職員を派遣する。

(2) 航空輸送体制

ア 輸送施設の確保

(ア) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。（資料4-2-1）

(イ) 市災害対策本部は、対象となるヘリポートへ市職員を派遣し、ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県西部方面本部へ報告する。

イ 陸上輸送が困難な場合は、県西部方面本部を通じて知事にヘリコプター等航空機による輸送の協力を要請する。

ウ 前記で要請する航空機は、次のとおりである。

(ア) 自衛隊の航空機

(イ) 県等のヘリコプター

(ウ) 他の都道府県等のヘリコプター

(エ) 赤十字飛行隊及び民間の航空機

エ ヘリポートに使用した用地等の損失補償

ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は、原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議の上負担額を定めるものとする。

(3) 緊急輸送のための燃料確保対策

ア 市有車両の燃料その他市の災害応急対策を実施するため必要な機器（ろ水機、発電機等）の燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。（資料6-1-12）

イ 緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、県に供給を要請する。

ウ 給油所等の移動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

(4) 輸送の調整等

ア 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、市災害対策本部において調整を行う。この場合の調整は、道路管理者と協議のうえ、次によることを原則とする。

(ア) 第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

(イ) 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

(ウ) 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

4 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれの責任において行うものとするが、特に必要な場合は、市災害対策本部に必要な措置を要請する。

5 災害救助法に基づく輸送の範囲

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には、事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

上記(1)の各救助の実施期間

ただし、事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費

6 市長の要請事項

市長が、輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

7 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

(1) 陸上輸送

陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社の利用、運送業者の協力により行う。

(2) 海上輸送等

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して協力を要請する。

(3) 航空輸送

航空輸送は、県防災ヘリコプターの活用、自衛隊（陸上、海上、航空）の要請、他自治体・機関の協力、民間ヘリコプターの協力により行う。

第20節 交通応急対策計画

1 主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、市をはじめとする道路管理者、県知事、県公安委員会、警察署、鉄道事業者等の実施すべき応急措置を定め、応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

2 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

ア 市は、県、国土交通省、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。

ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

エ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他一般道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

ア 緊急地震速報を聞いたとき

(ア) ハザードランプを点灯し、周りの車に注意を促すこと。

(イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

(ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

(3) 地震が発生したとき

ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 避難等のために車両を使用しないこと。
- ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。

なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。

 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 道路管理者の実施事項

(1) 応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、土砂崩れ、トンネル火災等による災害が発生した時は、応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

(2) 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

(3) 災害時における通行の禁止又は制限

ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。

ウ 道路管理者は、通行禁止又は制限しようとするとき又は実施したときは直ちに管轄の警察署長へ連絡するものとする。

(4) 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。ただし、県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

イ 市長の責務

(ア) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

（イ）緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

（ウ）知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ 応急復旧・仮設道路の設置

道路管理者は、袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、道路施設における障害物の除去及び復旧作業の優先順位は、原則として次による。

（ア）緊急輸送路に選定された道路

（イ）その他一般道路

また、既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

（6）経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長は、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度、市及び県が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

4 県知事又は県公安委員会の実施事項

（1）災害時における交通の規制等

ア 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（「道路交通法」（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車又は災害応急対策に従事する者若しくは災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

エ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

オ 県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

カ 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

（2）警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ぜることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3) 除去障害物の処分

ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

イ 適当な処分場所がない場合は、隣接路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。（資料5-5-1）

(4) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した（資料5-5-4）に掲げる標示を設置しなければならない。

(5) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 緊急通行車両の確認

県知事又は県公安委員会は、緊急車両（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する車両に限る。）の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」（資料5-5-4）を交付する。

(7) 緊急通行車両の事前届け出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。

県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」（資料5-5-4）を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(8) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

ア 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 緊急通行車両の確認申請及び確認手続き

県公安委員会において、緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限が行われた場合、市災害対策本部経理財政班は、事前届出済証の交付を受けていない車両において、緊急通行車両として使用する必要がある場合は、（資料5-5-3）により必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運営を図るものとする。

6 鉄道事業者の実施事項

(1) 応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

7 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならぬ場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

8 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

1 主旨

幼稚園、保育所及び小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の幼児、児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

2 基本方針

- (1) 市教育委員会は、市立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) 市は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、県に要請するなど必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

3 計画の作成

(1) 災害応急対策

ア 計画の作成及び実施にあたっては、幼児、児童及び生徒（以下、本章で「生徒等」という。）の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

イ 計画に定める項目は、次のとおりとする。

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
- (イ) 教職員動員計画
- (ウ) 情報連絡活動
- (エ) 生徒等の安全確保のための措置

（オ）その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

（2）応急教育

計画の作成及び実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ 施設・設備の確保

学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

ウ 教育再開の決定・連絡

生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

キ 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

4 災害救助法に基づく実施事項

（1）学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、又は床上浸水によるそう失もしくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）

（2）学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

（3）実施期間

災害発生の日から 教科書（教材を含む） 1 か月以内

文房具及び通学用品 15日以内

ただし、状況により知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

（4）費用の限度

（資料5－2－1）のとおり

5 実施方法

（1）学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、り災者名簿と当該学校における学籍名簿等と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。

イ 小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

ウ 教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中・高校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は、市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

（2）学用品の調達

学用品は、学用品購入（配分）計画表等に基づき、原則として（資料5－8－2）の業者に調達又はあつせんを依頼するものとする。

6 応急教育等の実施事項

（1）応急教育の措置

ア 避難措置及び被災状況の報告

各学校長は、災害発生後直ちに二次災害防止のための避難措置等を実施するとともに、教職員等、児童・生徒及び施設の被災状況の把握に努め、状況報告を市災害対策本部の学校教育班（市教育委員会）まで、速報するものとする。

なお、災害時における担当業務は、各学校の実施計画に基づいて行うものとする。

イ 休校措置

各学校長は、市教育委員会と密接な連携をとり、教育施設の被災状況等により登校前に休校措置を決定した場合は、あらかじめ定められた連絡網及び同時通報用無線等により児童・生徒及び保護者等に周知徹底を図るものとする。

また、登校後に休校措置を決定した場合は、あらかじめ定めた方法により児童・生徒を可能な限り保護者へ引渡しするものとする。

ウ 応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法

（ア）被災を免れたコミュニティセンター等の市有施設、寺院、公会堂等を利用するほか、近接の小・中学校の屋内体育施設、余給教室等を一時借用し、分散授業、二部授業及び合併授業等の方法により応急教育を実施する。

（資料5－8－1）

ただし、市有施設及び小・中学校等は、避難計画に基づく市指定避難場所と定められているため、応急教育施設の確保にあたっては、競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即した措置を講ずるものとする。

（イ）市の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合には、県に対して応急教育施設のあつせんを要請するものとする。

（ウ）関係機関が協議し、応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員及び保護者等に周知徹底を図るものとする。

（2）教職員の確保等

教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。

（3）文教施設の応急復旧対策計画

災害発生後早急に各文教施設の被災状況を調査するとともに応急復旧対策計画を作成し、必要な場合は応急仮設校舎の建設等の措置を講ずるものとする。

（4）学校給食

学校給食に必要な食料等は、本章第9節「食料供給計画」に基づき措置するものとする。

（5）教職員等、児童・生徒の健康管理

各学校長は、教職員等及び児童・生徒の健康状態に注意を払うとともに、健康診断、感染症予防接種等を行う必要があると認めた場合は、市教育委員会と協議の上、学校医又は市災害対策本部に依頼し実施するものとする。

各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見誹謗中傷等の予防に努めるものとする。

7 市長等の要請事項

市長は、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により、知事に調達あつせんを要請するものとする。

（1）応急教育施設のあつせん確保

（2）集団移動による応急教育施設のあつせん及び応急教育の実施指導

（3）応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、上記4「災害救助法に基づく実施事項」も活用し、対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

1 主旨

この計画は、県及び市町が、被災者に対し、生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、市民等の生活相談に応ずる。県はこれに協力する。
- (3) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。
- (4) 市長は、必要に応じ民間団体に対して可能な分野における協力を依頼する。
- (5) 各実施機関の体制をもってしても、援護措置の実施が困難な場合、市長は、応援要員の派遣につき県西部方面本部を通じて知事に要請する。

3 実施事項

- (1) リ災社会福祉施設の応急復旧及び入居者の応急措置

ア 市の実施事項

- (ア) リ災社会福祉施設の応急復旧
- (イ) リ災社会福祉施設入居者の他施設等への一時保護
- (ウ) 臨時保育所の開設

イ 県の実施事項

- (ア) リ災社会福祉施設の応急復旧
- (イ) リ災社会福祉施設入居者の他施設等への一時収容保護のあつせん
- (ウ) 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん

- (2) リ災低所得者に対する生活保護の適用

実施機関 県・市

- (3) リ災者の生活相談

ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）

イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談

ウ 協力機関 県、社会福祉協議会（県、市）、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

- (4) リ災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

ア 実施機関 社会福祉協議会（県、市）

イ 協力機関 県、市、民生委員・児童委員

ウ 貸付対象 リ災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）

エ 貸付額 生活福祉資金貸付金制度要綱による。

- (5) リ災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け

ア 実施機関 県

イ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員

ウ 貸付対象 リ災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者も含む。）

- エ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額
- (6) リ災身体障害児者に対する補装具の交付等
- ア 実施機関
- (ア) 児童 県・市
- (イ) 18歳以上 市
- イ 協力機関
- (ア) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
- (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
- ウ 対象 リ災身体障害児者
- エ 交付等の内容
- (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付
- (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付
- (ウ) リ災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
- ア 実施機関 市
- イ 支給及び貸付対象
- (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
- (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
- (ウ) 災害援護資金 リ災世帯主
- ウ 支給及び貸付額
- 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条の規定に基づき、市が災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年袋井市条例第161号）で定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
- ア 実施機関 （公財）都道府県センター（県単制度は県）
- イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
- ウ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
- ア 実施機関 県、市
- イ 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
- ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。
- エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
- (10) 義援品の受け入れ
- ア 実施機関 県、市
- イ 協力機関 報道機関、その他関係機関
- ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第23節 県警察災害警備計画

この計画は、災害時における袋井警察署災害警備計画による。

第24節 消防計画

1 主旨

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の内容

袋井市森町広域行政組合消防計画に定めるところによるが、特に以下の点について万全を期するものとする。

(1) 消防本部（署）及び市の消防活動体制

消防本部（署）は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、袋井市森町広域行政組合消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するとともに、市災害対策（地震災害警戒）本部が設置された場合は、市との協力体制によりこれらの災害による被害の軽減を図るものとする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。

(2) 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町村長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 発災市町の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ 発災市町等を災害から防御すべく応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

(3) 大規模林野火災対策

消防本部（署）及び市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

消防本部（署）及び市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生防止及びその拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。

(6) 突発的災害に係る応急対策

航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発などの事故により多数の死者が発生した場合の措置は、本章第31節「突発的災害に係る応急対策計画」による。

3 地震対応

(1) 基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。

特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

ウ 消防本部（署）及び消防団は、別に定める「大規模災害消防計画」により、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防本部（署）及び消防団の活動

ア 火災発生状況等の把握

消防長は、消防本部（署）及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び袋

井警察署と相互に連絡を行う。

（ア）延焼火災の状況

（イ）自主防災組織の活動状況

（ウ）消防ポンプ自動車等の通行可能道路

（エ）消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を指揮する。

（ア）延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

（イ）多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

（ウ）危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

（エ）救護活動の拠点となる病院、市指定避難地、主要避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。

（オ）自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

4 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

（1）火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

（2）火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

（3）災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

5 自主防災組織の活動

（1）各家庭等におけるガス栓の閉止、LP容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

（2）火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

（3）消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

6 市民の活動

（1）火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、LPは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

（2）初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第25節 隣保互助、民間団体活用計画

1 主 旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ、復興意欲の振興を図るため、市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体及び要請方法等を定めるものとする。

2 要請の実施基準等

（1）要請の時期

他の各計画の定めるところにより、市長は民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請対象団体等のうちから適宜指定して要請するものとする。

（2）協力要請対象団体

- ア 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等
- イ 社会教育関係団体
- ウ 商工団体、農林水産団体
- エ 赤十字奉仕団
- オ 大学、高校等の学生、生徒
- カ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

（3）協力要請の範囲

被災地域における活動内容は、次に示すものとし、作業の種別により適宜協力要請を行うものとする。

- ア 避難所等の奉仕
 - 避難所に受入れられた被災者のうち、自ら避難生活を維持することのできない者等の世話
- イ 被災者のうち、自ら食料を確保することのできない者への炊き出し
- ウ 救援物資の支給
 - 救援物資の整理及び輸送並びに支給対象者への配分
- エ 飲料水の供給
 - 飲料水を確保することが困難な被災者への給水活動
- オ 清掃及び防疫の協力
 - 清掃及び防疫の協力
- カ 被害調査等
 - 地域内の被害状況調査
- キ その他災害応急措置の応援

3 実施方法

（1）自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等に対する応援協力要請

- ア 要請は、自主防災組織にあつては防災隊長に、また自衛消防組織等にあつては組織を有する事業所等の代表者に対して行うものとする。
- イ 応援協力要請地域、人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

（2）社会教育関係団体に対する応援協力要請

- ア 要請は、当該団体の長に対して行うものとする。
- イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

（3）商工団体、農林水産団体に対する応援協力要請

- ア 要請は、当該団体の長に対して行うものとする。
- イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

（4）赤十字奉仕団に対する応援協力要請

- ア 要請は、日本赤十字社静岡県支部及び袋井市赤十字奉仕団の長に対して行うものとする。
- イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

（5）大学、高校等の学生、生徒に対する応援協力要請

- ア 要請は、当該学生、生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。
- イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

（6）その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等への措置

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、（福）静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら以下のとおりボランティアの受入れ体制を

整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

ア 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

- （ア）袋井市社会福祉協議会は、災害ボランティアの必要性に応じて、市総合健康センター内に袋井市と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う「市災害ボランティアセンター」を設置し、運営する。
- （イ）市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。
- （ウ）市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を市災害ボランティアセンターに配置し、連絡調整及びその活動を支援する。

イ ボランティア活動拠点の設置

- （ア）市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う、第一線のボランティア活動拠点を設置する。
- （イ）市は、ボランティア宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

ウ ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関等の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

エ ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第26節 相互応援協力計画

1 主旨

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、隣接地方公共団体及び県内外地方公共団体と相互応援協力の体制を整備することを目的とする。

2 実施方法

（1）応援派遣要請の基準及び方法

- ア 災害に際して人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、本市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。
- イ 市長は、前項の事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び県内外地方公共団体の長に対して応援派遣の要請をするものとする。

ウ 要請事項

- （ア）派遣希望人員・機材
- （イ）派遣を希望する区域及び活動方法
- （ウ）派遣を希望する期間
- （エ）派遣される者の受入体制
- （オ）その他参考事項

（2）担当業務

- ア 火災防ぎょ活動
- イ 水防活動
- ウ 人命救助
- エ 負傷者の搬送
- オ 遺体の搜索・収容
- カ 給水
- キ 防疫

ク その他緊急を要する業務

(3) その他留意事項

ア 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部、班において担当職員を定め、本部との連絡にあたるものとする。

イ 指揮命令は派遣を受けた市町村長が行うものとする。

ウ 経費の負担

経費の負担区分については、原則として派遣を受けた市町村において負担するものとするが、細目についてはその都度協議して決定するものとする。

3 災害相互応援

(1) 市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限りその求めに応ずるものとする。

(2) 災害時相互応援協定締結先市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、災害時の応援に関する協定に基づき相互に応援し、被災市町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。

なお、本市における災害時相互応援協定締結先市町村は、（資料4-3-1～5）のとおりである。

第27節 自衛隊派遣要請の要求計画

1 主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 災害派遣要請の要求の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、市長等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

ア 緊急性 差し迫った必要性があること

イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ 遭難者等の搜索救助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ 防災要員等の輸送

セ 連絡幹部の派遣

ソ その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

3 市長の災害派遣要請の要求手続

(1) 知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

原則として市長が行う。

(2) 災害派遣要請の要求手続

市長は、災害派遣要請の要求をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した要請書をもって行う。

ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

ア 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課（この場合、県西部地域局を経由する。）

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

（ア）災害の情况及び派遣を必要とする事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

部隊名	所在地	電話	連絡先	
			時間内	時間外
陸上自衛隊 第34普通科連隊 (板妻駐屯地)	御殿場市板妻 40-1	0550-89-1310	第3科長 内線235～237	駐屯地当直司令 内線301・302
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松基地)	浜松市中央区西山町	053-472-1111	防衛部防衛班長 内線3230～3232	基地当直幹部 内線3224・3225
陸上自衛隊 第10特科連隊 (豊川駐屯地)	豊川市穂ノ原 1丁目1番地	0533-86-3151～3154	第3科長 内線235～237	駐屯地当直司令 内線302

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(3) 資機材等の調達要請

市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより知事に要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

(5) 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備するものとする。（資料4-1-3）

本 部 事 務 室 ：派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など

宿 舎 ：屋内宿泊施設（学校、コミュニティセンター等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準

材料置場、炊事場：屋外の適当な広場

駐 車 場 ：適当な広場（車一台の基準は3m×8m）

5 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

7 その他

袋井市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努める。

第28節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画

1 主旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の依頼の範囲

海上保安庁に支援要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他市が行う災害応急対策の支援

3 市長の支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼するものとする。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもより知事に依頼するものとする。また、知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船舶もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課（この場合、県西部危機管理局を経由する。）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 記載事項

ア 災害の状況及び応援を必要とする事由

イ 応援を希望する期間

ウ 応援を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

4 海上保安庁との連絡

本部長（市長）は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、県西部方面本部を通じ情報交換を行う。

機関名	電話番号	県防災行政無線		防災相互通信用 無線局名
		音声	FAX	
海上保安庁 清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	5-157-9001 8-157-9001	5-157-8001 8-157-8001	海保移動 3538
海上保安庁 御前崎海上保安署	0548-63-4999			海保移動 3079

第29節 電力施設災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

2 電気事業者が行う応急措置の内容

応急措置は、電気事業者の定める「防災業務計画」により実施するものとする。参考として、具体的な内容を以下のとおり記載する。

- (1) 電気事業者は、事前の要員配置や早期の巡視により、迅速な設備の復旧に努める。
- (2) 電気事業者は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
- (3) 電気事業者は、災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等及び広域機関の指示に基づき電力の緊急融通に努める。
- (4) 電気事業者は、応急復旧に必要な資機材及び車両の確保に努める。
- (5) 電気事業者は、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧に努める。
- (6) 電気事業者は、ホームページやSNS等を通じ、停電状況や復旧見込み等の情報発信に努める。
- (7) 電気事業者は、市と連携し、事前に優先的に復旧すべき公共施設の検討を行い、該当施設の迅速な復旧に努める。
- (8) その他応急措置の実施については、電気事業者の防災業務計画の定めるところにより実施するものとする。

3 市、県との連絡調整

- (1) 被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては、市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。
- (2) 県が関係者等と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。
- (3) 市は、電気事業者と連携してホットラインにより情報共有に努める。

第30節 ガス災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

2 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

(1) 保護保安対策

- ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。
- イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。
- ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。
- エ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。
- オ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。
- カ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、市、袋井市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。
- キ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

- ア 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、中毒、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。
- イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
- ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに医療機関等に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

- ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。
- イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。
- ウ 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。
- エ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、暫定供給を考慮する。

4 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

5 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防機関及び警察に行う。

第31節 突発的災害に係る応急対策計画

1 主旨

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 市及び消防本部の体制

市及び消防本部（署）は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。市は、事態の推移により必要な場合には速やかに「市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。消防本部（署）については、袋井市森町広域行政組合消防計画に定めるところによる。

(1) 消防本部の市、県、国への報告

消防本部は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、市へ連絡するとともに次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」第1号様式～第4号様式により直ちに県消防保安課及び消防庁応急対策室に連絡する。

ア 発生日時、場所

イ 被害の状況

ウ 応急対策の状況

エ 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人数、必要な援助活動等を明らかにする。）

(2) 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概略的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、市災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

(3) 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、原則として袋井市医療救護計画に基づき、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

（県危機管理部）

		NTT有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ（宿直室）)
平 日 (8:30～17:15)	電 話	054-221-2073	地上系 5-100-2073
	FAX	054-221-3327	衛星系 8-100-6250
上記以外	電 話	054-221-2072	地上系 5-100-2072
	FAX	054-221-3327・3252	衛星系 8-100-6250

（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

3 市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

消防本部（署）等からの通報により、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発などの事故）し、市を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断されるとき、市長は、市災害対策本部を設置する。

(2) 組織及び配備態勢

袋井市災害対策本部運営要領（資料2-2-4）の第2条（組織及び分掌事務）及び第12条（配備態勢）による。

(3) 任務

市災害対策本部は、災害の情報をもとに、速やかに県及び関係機関に必要な要請をして、被災者の迅速な救助活動を実施するものとする。

(4) 設置の連絡

市災害対策本部を設置したときは、県西部地域局及び防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じ、県西部地域局に対し市災害対策本部への連絡要員の派遣を求める。

（5）災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

ア 情報の収集、伝達等

市災害対策本部は、必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に収集するものとする。

また、収集した情報をもとに、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。

イ 人的被害の把握

市災害対策本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。

また、関係機関（警察、消防、県等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は市災害対策本部に連絡するものとする。

当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。

市災害対策本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、静岡県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）」（令和3年11月12日策定）に基づき氏名等の情報を集約し公表する。

ウ 各機関への要請

（ア）自衛隊への災害派遣要請要求

自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、県西部地域局を経由し、知事へ要請を要求するものとする。手続きは、第27節「自衛隊派遣要請の要求計画」によるものとする。

（イ）海上保安庁への支援要請依頼

人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、県西部地域局を経由し、支援要請を依頼するものとする。要請依頼の方法、手続きは第28節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」によるものとする。

（6）各機関の調整・二次災害防止のための措置

市災害対策本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（7）現地対策本部

災害の状況により、災害発生場所に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置する。現対本部員は、市長がその都度指名したものをもってあてる。

（8）県現地対策本部との連携

県が現地災害現場本部を設置した場合には、市災害対策本部は連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

（9）市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、市災害対策本部を廃止するものとする。

その際、設置時に連絡した機関に連絡するものとする。

「火災・災害等即報要領」第1号様式～第4号様式

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。原則として電子メールにより、直ちに危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟 } 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域		〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分	
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法			気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()			物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要			危険物施設の 区 分		
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 （救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）		負傷者等 人（ 人 ）	
	計 人		{ 重症 人（ 人 ） 中等症 人（ 人 ） 軽 症 人（ 人 ）	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

災害名

（第 報）

消防庁受信者氏名

報告日時

年 月 日 時 分

都道府県

市町村
（消防本部名）

報告者名

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟			
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟		
		119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 																

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注） 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県		区		分		被害	被害	区分	被害	被害の状況		都道府県	
災害名	災害名	田		流失・埋没	ha			公立文教施設	被害	被害の状況		都道府県	
		冠水	ha			農林水産業施設							
報告番号	報告番号	畑		流失・埋没	ha			公共土木施設		被害の状況		市町村	
		冠水	ha			その他の公共施設							
報告者名	報告者名	文		教施設	箇所			小計		被害の状況		市町村	
		病院	箇所			公共施設被害市町村数	団体						
区	区	道			箇所			農業被害		被害の状況		市町村	
		橋りょう	箇所			林業被害							
死者	死者	河			箇所			畜産被害		被害の状況		市町村	
		湾	箇所			水産被害							
行方不明者	行方不明者	砂			箇所			商工被害		被害の状況		市町村	
		防	箇所										
負傷者	負傷者	清		掃施設	箇所					被害の状況		市町村	
		くず	箇所										
軽傷者	軽傷者	崖			箇所			その他		被害の状況		市町村	
		不通	箇所										
全壊	全壊	鉄		道	箇所					被害の状況		市町村	
		船隻	箇所										
住家	住家	被害		船舶	隻			被害総額		被害の状況		市町村	
		水道	戸										
半壊	半壊	電		回線	戸			災害の概況		被害の状況		市町村	
		電話	戸										
一部破損	一部破損	ガ		ス	戸					被害の状況		市町村	
		ブロック塀等	箇所										
床上浸水	床上浸水	他						消防機関等の活動状況		被害の状況		市町村	
床下浸水	床下浸水	り		災害世帯数	世帯			応急対策の状況		被害の状況		市町村	
		り	災害世帯数	人									
公共建物	公共建物	火		建物	件			自衛隊の災害派遣		被害の状況		市町村	
		発生	件										
その他	その他	その他		その他	件					被害の状況		市町村	
		その他	件										

※1 被害額は省略することができるものとする。
※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第32節 公共施設及び設備等の対策

1 主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

(1) 県防災行政無線

ア 県庁統制局側障害発生時における対応

(ア) 県西部方面本部端末局側は、機能している場合

県防災行政無線により、県西部方面本部との連絡を行う。

(イ) 県西部方面本部端末局側も障害発生の場合

a 地域防災無線により、県西部方面本部との連絡を行う。

b 防災相互無線によるプレス通話方式により、県西部方面本部との連絡を行う。

c 地域防災無線等により、袋井土木事務所へ連絡し、袋井土木事務所経由にて県西部方面本部及び県災害対策本部との連絡を行う。

イ 県西部方面本部端末局側障害発生時における対応

(ア) 県庁統制局側は、機能している場合

a 地域防災無線により、県西部方面本部との連絡を行う。

b 防災相互無線によるプレス通話方式により、県西部方面本部との連絡を行う。

c 県防災行政無線により、直接県災害対策本部との連絡を行う。

(イ) 県庁統制局側も障害発生の場合

上記1の(2)と同じ対応。

ウ 市端末局側障害発生時における対応

(ア) 市端末局に障害がある場合は、県派遣保守要員がシート交換による応急措置を行う。

(イ) 上記応急措置終了までの期間及び交換機障害時における対応

上記1の(2)と同じ対応。

エ その他障害時通信方法

障害が発生したときは、消防全県共通無線等を使用し、市と県西部方面本部、県西部方面本部と県庁の間の通信を確保する。

(2) 公共施設等

ア 同時通報用無線

親局施設の作動状態を確認し、障害のある場合又は子局に障害が発生した場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな復旧措置を講ずる。復旧順位は、本編第3章「広報活動」による。

イ 地域防災無線、防災行政無線、消防無線

親局施設の作動状態を確認し、障害のある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな復旧措置を講じるとともに、状況に応じ仮設基地局を設置し、移動局との通信を確保する。また、非常用電源の確保を行うとともに、携帯用無線機については、発電機等により随時充電を行い、機能維持を図る。

ウ 庁舎等（本庁、支所、消防署、中東遼総合医療センター、及び防災上重要な施設）

(ア) 庁舎等管理者は、施設及び設備を点検し、防災拠点としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

なお、中東遼総合医療センターにおいては、負傷者等の受け入れのため、診療及び収容施設設備の整備も併せて行う。

(イ) 災害の状況により、庁舎の使用が困難な場合は、仮設の施設を設置する等の措置を講ずる。

エ 水道施設

(ア) 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、基幹施設の被害状況の早期把握にあたる。

(イ) 工事業者等の協力による応急復旧工事を行う。

(ウ) 給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

(エ) 配管の仮設等による応急給水に努める。

(オ) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

オ 下水道施設、農業集落排水施設

- （ア）関係機関等と連携し、被害状況の収集や施設の点検を行う。
- （イ）災害の発生状況に応じて、汚水の排水に支障がないよう仮排水管や可搬式発電機等により、応急措置を講ずる。
- （ウ）工事業者等の協力による応急復旧工事を行う。

カ 道 路

- （ア）被害状況の収集、施設の点検、情報連絡
道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- （イ）応急措置の実施、二次災害の防止
県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
- （ウ）緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施
緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

キ 河川及び海岸保全施設

- （ア）被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- （イ）水門等の操作
津波による被害が生じるおそれのある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
- （ウ）応急措置の実施、二次災害の防止
従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
- （エ）資機材の確保、応急復旧工事の実施
施設の重要度を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
- （オ）住民への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

ク 地すべり及び急傾斜地等

- （ア）被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
パトロールや地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- （イ）応急措置の実施、二次災害の防止
二次災害のおそれがある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
- （ウ）資機材の確保、応急復旧工事の実施
二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急復旧工事を実施する。
- （エ）住民への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

ケ ため池及び用水路

- （ア）被害状況の把握
ため池及び用水路の被害状況を調査する。
- （イ）応急措置の実施
施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、被害の及ぶおそれのある地域の住民に対し、避難指示等を行うとともに、必要な応急措置を講ずる。

コ コンピュータ

- （ア）コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- （イ）コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

サ 危険物保有施設

発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、必要な応急措置を講ずる。

シ その他市有施設

- （ア）施設の被害状況の早期把握にあたる。
- （イ）関係業者等の協力による応急復旧を行う。

ス 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

第4章 災 害 復 旧 計 画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を的確に把握するとともに、社会的、経済的な諸要因も検討の上、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから復旧事業に着手するものとする。

なお、おおむね次に掲げる計画を策定し、計画に基づき事業を実施する。

また、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- (3) 砂防設備災害復旧事業計画
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 上下水道災害復旧事業計画

5 工業用水道災害復旧事業計画

6 専用水道災害復旧事業計画

7 公共用地災害復旧事業計画

8 住宅災害復旧事業計画

9 社会福祉施設災害復旧事業計画

10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

11 学校教育施設災害復旧事業計画

12 社会教育施設災害復旧事業計画

13 被災中小企業復興計画

14 その他の災害復旧事業計画

